

青森歯技 2014 Vol.1

一般社団法人
青森県歯科技工士会編集 長内 隆
編集 石岡 繁弘南鉄道ラッセルと寝台特急「あけぼの」ラストラン
撮影：大瀬貴正さん（石川駅近辺 3月15日）

目次

刊頭にあたり
生涯研修自由課程
地区活動便り
NDCへの質問
東北ブロック会議・野球大会
八戸理事会新年会
生涯研修基本課程
一社日本歯科技工学会北海道東北
支部平成25年度学術大会
青森県技理理事会報告
厚労省・議員団技工士を考える会
CDの説明
シンポ CAD/CAM案内
付録CD・実務者会議別資料

刊頭にあたり 冬休みに読んだ本

久しぶりに街の本屋さんへ行ってみたら新書コーナーにこのような本を見つけました。



ルポ「中国製品の闇」

鈴木譲仁 著

700円+税

集英社新書

2013.9刊行

なんとこれは

「歯科技工士必読の書」

いつもの中国の粗悪製品のルポかと思ったから、なんと歯科技工物、中国製義歯の事を深く広く問題追及した書物である。著者は歯科業界とは関係ない人で1954年生まれ、中国を中心に、アジアの政治、経済、社会問題など幅広いジャンルで取材活動を行う。著書多数と紹介されている。

私たち歯科技工士が知らないままでは済まされないと思い早速購入した。

さすがに気鋭のジャーナリスト。巷であれほど技工士が騒いで(?)いたもののどうも歯切れの悪いままに話題が沈静化したようにも

思えた。しかしこのルポタージュを読んで本当に目からうろこの落ちる思いがする。

過去にTBS報道特集でも取り上げたが、このようなポケット文庫で、まだまだ私たち消費者、歯科技工士、歯科関係者が知らないことを、国民の消費者の立場から、いかに不利益を被っているか等、構造的な問題を多数の幅広い取材で掘り起こしている。彼の国がそうであるが、我が国内にも医療行政をもってしていろんな不備があり、「スローモーなお役所」の疑問が湧いてくる。

昨年暮れ、古橋会長を始め国会議員20余名によって厚労省歯科医政局課長を交えて、歯科技工士会有志を集めて霞が関で開催して頂いた「歯科技工士の問題を考える議員の会」に参加をする機会を得た。その時の、厚労省課長の怠惰的な答弁を思い出した。言い訳がましい答弁に議員側も技工士会側もうんと突っ込みを入れたが、まさにこの著書もその事を指摘している。歯科技工士の諸君、Amazon.comでも扱っているのでぜひお読みになって戴きたい。数行ずつで結構。

「歯科技工士必読書」と印刷したカバーを付けて技工機の座右に置こう。



平成25年度 生涯研修 自由課程 9月29日(日) 明日に向かって

『この道を選んで良かった・・・』
そう言える歯科技工業界にするために

日技認定講師 八巻賢一氏
東北歯科技工専門学校研修部長

高齢化社会を迎え、我々歯科技工士の環境も大きく変化をしようとしております。歯科技工用CAD・CAMの急速な普及、海外委託技工や日本のTPP参加による歯科技工への影響、そして低賃金・長時間労働等、現在日本の歯科技工士が抱える問題が数多く存在します。今回は、このような諸問題を前向きにとらえ、どのような心構えを持ってこれからの歯科技工に取り組めば良いか？長年にわたるキャストデンチャー製作の経験から、超高齢化社会に対応しつつ、ものづくり大国日本の歯科技工士として、みなさんに夢と希望を持っていただけるきっかけ



づくりをしたいと思います。同時に一昨年より青森で開催してきた、シンプルキャストデンチャー製作のヒントやデンチャー製作前のマウスプレパレーション（前処置）についても合わせてお伝えしたいと考えております。この機会にキャストデンチャーに興味のある方、歯冠修復のマウスプレパレーションについて知りたい方、さらには、若手歯科技工士からベテラン歯科技工士まで一人でも多くの皆さんと歯科技工士のこれからについて語り合う機会にできればと思います。

東北歯科技工専門学校教務部長
東北大学歯学部附属歯科技工士学校非常勤講師
1965年 9月 神奈川県生まれ
1985年 3月 東北歯科技工専門学校卒業
1985年 4月 ホテツセンターラボラトリー(東京)入社
1988年 1月 東北歯科技工専門学校専任教師
同研修科・デンチャー担当教員

主な講演・実技研修実績

- 2略歴001. 9 東北デンタルショー特別講演
- 2003. 6 福島県歯科技工士会生涯研修
- 2004. 8 東北大学歯学部同窓会記念講演
- 2006. 4月～7月 IDLキャストデンチャー社員実技研修コース
- 2007. 2月～3月 松風キャストパーシャルベーシック実技研修
- 2007. 4 松風スプリングフェア講演
- 2007. 8 全国歯科技工学校教育協議会 キャストパーシャル教員研修
- 2008. 3 中部地区歯技協 新入社員研修
- 2009. 10 日本歯科技工学会北海道東北支部学術大会講演
- 2011. 2月～6月 キャストパーシャルベーシック上顎実技研修（青森）
- 2011. 8月 災害復興御礼講演(神奈川)
- 2012. 12月～2013. 1月 キャストパーシャルベーシック上顎実技研修（青森）

主な投稿文献

- 日本歯技 2005.12 「プロトタイプデンチャーを応用し構造設計されたキャストパーシャルデンチャー」
- QDT 2007.3 臨床技工”困った問題”解決講座 キャストフレームに段差が！
- QDT 2007.12 臨床技工”困った問題”解決講座 コバルトクロム合金製キャストフレームの研磨がうまく出来ない！



青森県歯科技工士会学術研修会を終えて

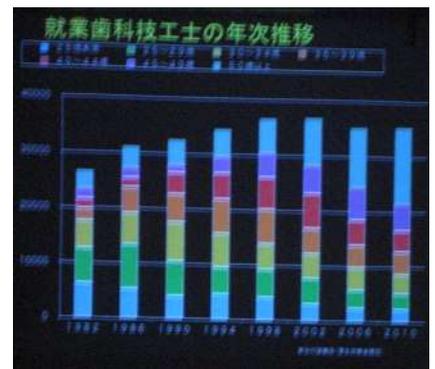
レポート 石岡 繁

当日は、天候にも恵まれ秋晴れの暖かい日と成り、長内会長の挨拶でも「大変良い天気めぐまれ、野外で運動をするのも良いかもしれませんが、八巻先生のような全国的にも素晴らしい技工士である先生をむかえて講演して頂くことで個人個人のレベルアップに繋げて行って頂きたいと思います。また、色々なお話しが聞けるとと思います。その中で疑問なところがあったらそのつど質問されても良いですし、質問時間を設けますので聞いて頂きたいと思います。みなさんにとって意義有る時間として頂きたいと思います。」と話し、若松副会長の司会により八巻先生の講演となりました。

講演は、“『この道を選んでよかった…』” と言える歯科技工業界にするために”という演題で進められ、八巻先生が技工士になるきっかけが話されました。話しの中で先生は、物作りは得意な方ではなく学生時代優秀な生徒ではなかった事など、また卒業後就職したラボでの苦労話を面白おかしくお話し下さいました。その中でも技工士である事に生きがいを感じた出来事を話して下さいました。



年末の忙しい時だったそうです。集配の為取引先の歯科医院行ったところ、義歯が壊れて来院したお婆ちゃんが、ドクターに年内に入れ歯を直して欲しいと話しをており、ドクターは技工士さんも年末は忙しく、年内に修理するのは難しいと説明をしているところに遭遇し、正月に入れ歯がない



と美味しい料理も食べられないと困っているお婆ちゃんを見て、若き日の八巻先生は「私に、義歯の修理させて頂けませんか。」とドクターに話し、忙しい中ではあったものの次の日に直した入れ歯を持って行ったそうです。病院に行くとそのお婆ちゃんがきており、大変喜んでいただいて直接感謝の言葉が言われるといった出来事があったそうです。この事がその後の技工をやって行く上で励みになり、辛いと思ってやっていた技工の仕事も辛くなくなり、頑張れる様になれたそうです。それは、歯科技工という職業は良いものを作り患者さんに提供して行けば人に喜ばれる、喜んで頂ける仕事なのだ気付かされたからなのだそうです。

八巻先生は、技工士学校の教師をしながら技工所も経営されているそうです。確かに歯科技工という職業は辛い事や厳しい事が多い職業かもしれません。そこで、違う職業の方々からの話を聞き、例えばキャビンアテンダント・寿司職人・自衛隊・医師・弁護士・漁師等の職業の方々を引き合いに出し、どの職業も現代は大変厳しい時代であると話されました。また、国外にも話しを向け中国・台湾・アジア諸国での話しもされた後、これからの日本の技工士に求められる事としてこの様に話されました。日本の技工士さん達は、技術的にも素晴らしく色々な機械を使う事においてもノウハウを知り、使いこなす術を知っております。その様な日本の技工士さん達ですので、レベルの高さをブランド化して行くことによりこれからの技工界はひらかれて行くと話されました。

歯科技工士という職業の認知度を高め若い年代の技工士を増やす事の重要性も話され、各地区に足を運ばれ、小学校や中学校などで講演されるなどボランティア活動にも取り組まれているそうです。八巻先生のラボでは義歯を作られていることから、金属床を作製するにあたっての注意点なども丁寧に話しをして下さいました。

若い技工士の方々へのアドバイスとして、『自分で「これだ!!」というものを見つけ身に付けて行くことが大切です。その目標に向かって頑張っていて頂きたいと思います。』と話しをされてました。八巻先生のバラエティーにとんだお話しは、ひとつひとつ分かりやすく、ために成るお話しでした。八巻先生の講演にご尽力くださった、幹事の方々に感謝すると共に会員の皆様のご健勝を祈り学術研修会の報告とさせて頂きたいと思ひます。ありがとうございました。 : 広報担当

青森地区勉強会

～硬質レジン「ソリデックスハーデュラ」の説明と実習～

去る、10月27日(日)13時より、青森地域の勉強会が県民福祉プラザ4階研修室にて24名の参加で行われました。講師の先生は松風の今野先生、青森地区としては初めての先生でしたが、とても気さくな方で楽しい時間を過ごさせて頂きました。タイムテーブルは先生の講義の後、実際にフレームに築成、形態修正と有意義な勉強会になりました。又、今回は当会会員以外の皆様にも多数ご主席頂きました。ご参加なされた皆様、又朝早くから会場設置して頂きました方々本当に有難う御座いました。



ハートフル2013 青森県歯科医師会 主催

去る10月6日(日)青森市の歯科医師会館にて、ハートフル2013が開催されました。我々技工士会からは、青森地区の4名で対応致しました。技工物製作過程パネル展示、技工物模型展示説明に加え、指模型の制作と9時半の開始から終了の時間まで息の付く間も無く働いて参りました。特に指模型は、今年度から制作に来た子供たちに自ら印象材を練ってもらい、それに指を入れて作る体験型を導入致しました。皆さん、楽しそうにコネコネしておりました。成田地区長のアイデアで、来て頂いた方々に喜んでいただき、更に一緒に楽しむことが出来ました。(=^0^=)



有り難うございました。



会長 長内隆 よりひと言

各地区ごとに、地元団体と協力されて、口腔保健衛生向上のイベントなど、業務ご多忙にも係わらず活躍して頂ける諸兄に対しまして、紙面を借りて心より敬意を表したいと思えます。

まさに市井に於いての、歯科技工士の医療職としての認知度を深める良い機会であります。石膏、ワックス等の日頃の技工機から離れて お顔を合わせられる一般市民や、行政機関の人々など交流がもてる事は、得る事が多いに有る事でしょう。今後とも宜しくお願い致します。

一般社団法人 青森県歯科技工士会

長内 隆 様

謹啓 秋冷の候 貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、去る9月29日に開催の「八戸市環境・健康フェスタ2013～健康まつり&環境展～」は、貴職をはじめ多くの方々のご協力により、「からだも地球も元気にしよう！」のテーマのもと、所期の目的を達成できたと思っております。これもひとえに貴職のご支援ご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

今後も、市と市民が協働で地域を元気にするイベントとして、継続して参りたいと考えておりますので、これまで同様、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、末筆ではございますが、当日、從事いただきましたみなさまによりしくお伝えくださるようお願い申し上げます、略儀ではございますが、書中をもってお礼とさせていただきます。

※平成25年度来場者数4,500人(平成24年度3,000人)

敬具

平成 25 年 10 月 10 日

八戸市長 小林 眞
(公印省略)

日技へ【質問】： 会費の収納方式について2ヶ月おきはどうでしょうか？

(株)日本システム収納とNDCとの間の事務手数料について、年間12回払いと4回払いが現行通り軌道に乗って実施されています。年間6回方式は手数料の高騰と、事務手続が煩雑になるので、対応しない方針であるとの回答を得ました。各県技の会計担当もこれ以上の煩雑さはお断りというところだと思います。以下 杉岡副会長からお返事を戴きました。ご理解下さい。

いつもお世話になり、ありがとうございます。

昨日、ご連絡した件ですが、NDC事務手数料関係資料を添付します。何卒、よろしくお取り計らい下さい。

なお、各団体1件80円と書かれていますが、会員1人が各団体1件につき80円ということです。

また、各団体とは日技本会、日技連盟、県技本会、県技連盟、(日技厚生会)のことです。

事務委託手数料関係資料

2013. 4. 1 施行

I. 会費收受関係**1. 会費振替手数料都道府県技(以下、県技)等の負担額について**

- (1) 毎月振替の場合 : 各団体1件80円
- (2) 3ヶ月毎の振替の場合 : 各団体1件40円
- (3) 年会費振替の場合 : 各団体1件40円 (消費税別途)

振替済みの県技本会及び県技連盟以外の会費等(例: 県技内支部会費)を専用口座に送金希望の場合は、別途、「事務管理費」として一律5,000円を負担していただきます。

(消費税別途)

2. 委託業務推進費(会費督促関係費)の支給について

年4回(原則4・7・10・1月振替時)の支給とする。

*年4回未満の場合は当該回数分

株式会社 ニチギデータセンター

2013. 6. 22

日本歯科技工士会北海道・東北ブロック第55回岩手県大会（議事録）

日時：平成25年9月15日（日）13：00～ 場所：ホテルニューカーリーナ 盛岡市菜園

出席：北海道技・東北6県技代表者・公益社団法人日本歯科技工士会古橋会長・岩澤常務理事

1・開会の辞 岩手県歯科技工士会副会長 阿部 治

2・物故者黙祷

3・当番県挨拶 岩手県歯科技工士会会長 小泉 清三郎
本会議開催について感謝の挨拶、今回のブロック会議の目的と意義について説明があり、皆様に滞りなく会議を進行したいと、お願いがあった。

4・大日向ブロック長挨拶 東北ブロック長 大日向 均
歴史に残る本大会迎えた御礼と、会議の期待とともに、法人改革や一部会費に合わせ、北海道と統合の報告。北海道・東北地区協議会の期待する事を含め挨拶があった。

5・来賓挨拶 北海道技工士会会長・公益法人日本歯科技工士会副会長：杉岡 会長
来賓の御礼とご配慮、また4：30より行なわれる北海道・東北協議会開催の実現への感謝。公社日本歯科技工士会、日本歯科技工連盟、一社日本歯科技工学会が、中国、四国、北海道 東北が一つの区切りの地区として今後会務を行う事の報告、感謝の挨拶があった。

6・会議出席者紹介
本会議の出席者を各県会長より、紹介があった。

7・議長選出
本会議議長を、当番県 岩手県副会長 河内京治に決定し、全員一致で承認された

8・議事録署名人選出
本会議出席の、宮城県 専務理事 大久田氏 青森県 副会長 若松氏に決定し、全員一致で承認された。

9・議事 ※BK=ブロック

（議長）議事運営委員会を開き、議題の同じ関連内容をまとめた報告があった。

【ア】：

（宮城県技）東日本大震災のお礼の挨拶。熊谷副会長が迅速かつ、復興に尽力した報告があった事と、提案議題を熊谷副会長からの説明するお願いがあった。

（宮城県技）震災により、技工所の復興措置がまだである事。また、歯科技工士の医療サービスなどの記載が出来ていない為、支援が無かった。要望書に歯科医師会等と協力して提出予定と経済的にまだ時間がかかる現状の説明があった。

（宮城県技）福島タウンミーティングで、（先程、熊谷副会長の報告と同様）を話し、組織であれば、会から議員を出す事が早いのではないか。

（宮城県技）医療サービス業だけで溝がついてまわる。この件に関し、各県技にお伺いしたい。

(議長) 被災県の福島、青森、岩手県技より、どの様な働きかけしたか回答の要望した。

(福島県技) 県技でも窓口が大変な状況である。日技が窓口になって、日技で被災想定し、また、何か制度をお願いしたい。

(青森県技) 被災してはいないのでコメントはない。

(岩手県技) この件に関して、県議員の協力を考えている。また県の行政と話し合いを検討中。

(大日向BK長・以下BK長) 歯科技工士の立ち位置は、はっきりしている。免許制度は厚生労働省で、業としては産業構造の中で位置づけられており、見直せという事は困難な問題である。地域商業と事業災害補助金これは、その地域の商業会議所の窓口で補助金等々であり、この補助金、支援金が何処から出ているかを整理しないとイケない。この予算は中小会議所の予算である。厚生労働省からの直接窓口があれば良いが、県までは難しい。特に厚生労働大臣からの通知は、医療に関して大きな医療関係は有るが、歯科技工業までは入っていない事が現場で苦勞した事であり、先ほどの宮城県、岩手県技は個々で議員と、認めて頂いた事は、特例と考える。ただ、連携出来たことは連盟に密着し震災県として、今後の技工士の立場を改革に導くこれからの一歩ではないか。

(議長) 日技ではこの問題に対して、考えの回答をお願いした。

(日技：杉岡副会長・以下日技) 地域議員に働きかけをした事の感謝の念をあげ、日技対応の遅さの反省を述べた。その後、「歯科技工士」は医療職で、主張できるが「歯科技工所」は産業分類で医療等に付帯するサービス業となり「医療サービス業」とひとり立ちした。歯科技工所の問題は、営利企業として有限・株式会社があり、それが大変ネックである。医療という概念からかけ離れていると言われる。これをどのように整理するかが問題。日技は、歯科技工に関する制度推進連盟を立ち上げ、全国33名の衆議院・参議院議員が加わり、歯科技工士の問題に、3つの課題を挙げており、「大規模災害に対して歯科技工所の公的支援の要望」6月に厚生労働省、厚生大臣に要望書を挙げた。「医療職俸給表(二)初任給基準表」に即して改正は、4年生大学があるが、現状に即した改正を要望。最後に「歯科技工士国家試験統一試験に係る歯科技工士法の一部改正法案」の以上3つの改善を歯科技工に関する制度推進連盟と協力して行なっている。

国と県の要望では、組織の大きさが違う。日技の対応で、けして何もしていない訳ではなく、なんとか歯科技工士の問題を解決していこうと努力している。

(議長) 日技も議員連盟と協力体制との事で、県での諸問題は、日技でもアドバイスして頂ける。日技からの文書、日本歯技等で、情報を収集して県も動いていかなければならない。

(福島県技) 名簿(厚生労働台帳)に歯科技工所の名称が無いと歯科医師会から、支援の対象外と言われたが。

(日技) 総務省の日本産業分類には載っている。歯科技工所は大分類で医療・福祉となり、その中で中分類が医療、枝分かれして、最後に医療に付帯するサービス業に歯科技工所が該当している。福島のタウンミーティングで伝えた通り、国の行政は縦割り行政で遅く、阪神大震災では歯科診療所は公的支援を受けられなかった。この経験をふまえ歯科医師会が運動して、この東日本大震災では、公的支援を受けられる様になった。宮城県、岩手県の様に行動が次の災害には必ず活かされる事を願う。日技も、震災対応を行ないたいが、国の行政はその流れがあると言うことをご理解頂きたい。

(議長) 今後、資料等で不明な点があれば、日技等に問合せする事と、他にご質問が無い事を確認し、次のイとして山形と岩手の組織関係とし一括で行なった。

【イ】：

(山形県技) 若い会員の入会が乏しい。今後を想定し、会員の高齢化が予測される。会員数は減らなく、終身会員が増え、県の収入会費が減少となる。今後増える終身会員対し、何かメリットを考慮しなければならない。何かご検討あれば、お伺いしたい。

(議長) 組織拡充と考え、岩手県では連盟の会員数の件でイとし、纏めたが、先ほど岩手県から内容が違うとの事なので岩手は最後。と訂正し、山形県の各県で組織拡充、退会防止等で対策はないか。議長は議場に発言を求めた。

(宮城県技) 事務的な負担の問題で、高齢者に関しては、大変申し訳ないが、出来ない方にはそこは諦めた。また、日技NDCのシステムを利用。事務的、電話かけ等などし、IT化も考えて、出来るだけ事務方が、苦労しない様にするのが課題。

(宮城県技) 200名程あった会員は現在120名程。日技の法人化に向けて内部機構が変わり、共済の問題やNDC移行に乗れば、これを基に退会を考える会員や、高齢会員の会費支払での退会、会員の減少は予想していた。しかし、NDCに以降後は、事務処理が軽減された。組織拡充には自営者会員の二代目等に目を当てて、力を入れる。

(福島県技) 会長が組織拡充費を上げ、大手ラボに絞ったが、従業員が入らない。なぜ、経営者が会員で従業員が入らない理由があれば教えて頂きたい。県では、紹介者に奨励金を出しているが、プリペイドカード等に変え、会員に答えたいと思う。

(福島県技) 日技会費の変更で退会者が続出した。会津支部全員の退会を支部役員集め、話し合い、退会を阻止出来た。日技の勤務者会費下げも全く変わらない。また、日技の会員減少は日技経営状態の悪化した場合、また、会費を値上げするのか。日技自体も会費は緻密に考えてもらいたい。

(山形県技) 時間制限もあるので、完結に、高齢者に向けて各県で何をしているのか、発言をお願いします。

(議 長) 各県で10年後を見据えた事に、何か対応策をお願いする。

(秋田県技) 入会者1名につき紹介者には奨励金として1万円を出している。その若い入会者がまた若い人を入会させて、会の活動に参加しやすい環境をつくる事を心がけている。年間1.2名づつ入会している。高齢者に対しても今後、どう対応するか心がけている。

(青森県技) 若者を中心にバーベキュー大会など、未入会者も含め、楽しくて若々しい事業展開を行っているが、一般社団に移行して、懇親会、慰労会に補助金を出す事に厳しくなり、若い会員の退会者も出ている現状。自営者も多く、会費の件で今後どの様な動きになるのか対応しなければならない。ただ、NDC導入後、事務対応も楽になった。組織のメリットとして日技の共済は全員100%加入。特に80歳まで入れる期間に、また、奨励金として紹介した方には5000円。入会者には5000円の還付を実施中。

(岩手県技) 終身会員には何もしていない。ただ、若年層の入会を考慮した時、技工士会として、国や県に対し、何処まで出来るかもっと会員に公開すべきである。組織として会員に何が出来るか考え、今、県行政と話しを進めており、組織として出来る事はこう言う事だと公開し、今後会員を増やす方向。未入会者に、どの様にして説明をして、入会に導くか考えた方が良いのではないか。

(B K 長) 山形の高齢者問題も踏まえ、やはり会員減少は頭が痛い。奨励金等で、会員を集めて努力している県もある。養成所の有る無しで若干変わるが、若い会員の目線となって何処まで組織拡充が出来るのか、また入りやすい環境を整えて、ハードルを下げてやる事も必要と考える。日技でも組織対策費を講じているが、新卒者は経済的負担を軽減して、若い仲間が共有する環境を整えて、地道な事からやっていかざるを得ない。上から目線ではなく、同じ目線の情熱を持った方から誘って入会する方法もあると思う。

(山形県技) 参考になった。タウンミーティングの出席者が9割位は高齢者で、10年後見据えると、会自体の存続が不安。手厚い秋田県の若い人をサポートしていく方法も良いが、各県ではサポート出来るのか、今回は提案させて頂いた。

【ウ】：

(議 長) 技工録の日技統一。指示書の件に関し議場に発言を求めた。

(宮城県技) 技工指示書、技工録は一体型で、歯科医師会で作って頂いている。販売価格は100枚1部500円(歯科医師会、技工士会に入って入る方)未入会は700円。

(福島県技) 各県から、参考として取り寄せたが、内容が多種多様。歯科医師会と話し合い、歯科医師会の了解を得て、試行錯誤で作成したが、歯科医師会役員改選で担当者が降りてしまい、また、再度、歯科医師会担当者をお願いをする予定。全国で統一性がないので、日技の方で日本歯科技工士会の名前の入った方が、未入会の威圧にもなるのではないか。

(B K 長) 日技では技工録に関してDLTファイルにて基本的な事を事業者に送った。全国統一にし、公益として日技が販売する事に対して、合理的は理由が分りませんが、技工所も個人、大手、またコンピュータ入力等あり、纏まらない。

(議 長) 山形県技は技工録等どうお考えですか。

(山形県技) 宮城県技の方法が良いと思う。しかし、技工指示書は貰える物と思っている取引先も多い。改善しないと統一は難しい。歯科医師会と連携して、県で統一した形で作成した方が良い。会員のメリット、デメリットもあるが、会員が全員買うのかは分りかねる。そこをお伺いしたい。

(議 長) 指示書と技工録が一体型で宮城県歯科医師会の名前が入る形で作成した物が出来ている宮城県技へ回答のお願いをした。

(山形県技) 宮城県は歯科医師会と共同で出来たそのノウハウは。

(宮城県技) これの買い方は、会員、未会員であるかの峻別をし、会員であれば会長の判を押して郵送か、直接郵送かの峻別してですが、自分で印刷されている事で、頻度はない。

(B K長) 歯科医師が発行しないといけない訳が、「文書は発行行為がしっかりと確定されて無い」訳である。やはり、指示書の文書量化、やはり要求とか、要望とかで必要と思う。予算はかかるが、各県の指示書、技工録の方は、歯科医師会、技工士会の基盤となった確立の問題と考える。

(山形県技) この課題は話し合いの段階でとても参考になった。この問題は、会員、未会員の格差をつけて、歯科医師会、技工士会、そして県庁を絡めて発行した指示書を作るのが理想である。

(福島県技) 会員、未会員の格差と会員のメリットとして日技の名前が入った方が良いのではないかな。

(議 長) 技工指示書に関して、歯科医師が発行すべきだが、以前から、自分で作っているラボもある。また宮城技の様に、歯科医師会と合意の上、発行している県もある。これは、根本的には日本歯科医師会が関わらなければならないのではないかな。日技本部からの発行は、そこを確立出来てからの問題ではないかな。

(B K 長) 福島県技の意見は分らないでもない。会員、未会員関係なく法律上、決まっている事からそこはシッカリしてもらいたい事と、また、組織として、そこに乗る事も分る。歯科医師会会員は、この指示書を出して、会員外はどうするかとか、無いと思いますので我々の組織論として、歯科技工指示書の細かな文書量化を望んでいった方がいいと思う。会員、会員外との境は付けなくて良いと思う。

(山形県技) 歯科技工指示書は、歯科技工所が持つのではない事を確立しなければならない。議員連盟立ち上げたので、有効に歯科医師の方も認識して頂けたらと思う。

(日 技) 技工法には、歯科医師の指示書により、我々が技工作成をしなければならないとある。保存期間も決められているが、歯科医師法には、発行の義務が無い。バランスが悪い事実である。日技の名前で指示書を出すと、それを認める事になってしまう。日技としては出来ない。委託と受託をしっかりと法文書化してもらい歯科医師が発行する形に持っていけないといけない。我々が歯科医師法の中に手を入れる事は難しい。また、技工録については、日技ではDLファイルを付けている。北海道も、技工指示書、技工録の一体型を作って発行しているが、収益事業として額が上がっている。その様な県技もあります。各県でその様な事業を立ち上げて頂けたらと思いますし、日技では、その件に関し、情報提供をしていきます。ご質問等、要望等は対応しますので宜しくお願いいたします。

(質 問) 業者を呼んで、日技で対応して、実際提案を絞り込むことは出来たか。

(日 技) 実際、ソフトを作る事とし、施行規則が変わり、6月に4社程絞り込んで、日技監修など、記入する様に進めている。

(質 問) 絞り込んだその会社は出すと思うが、実際、技工録の厚生労働省の項目が多すぎると思うが、最低限必要箇所はどこですか。

(日 技) 先ほど、大日向BKの通り、日技DLファイルの内容が最低項目である。

(質 問) 残さないといけない保存期間があるのと、全員が浸透する様な考えて、会員のメリットの様な金額で、業者とある程度協力を得て出せるようにし、即急に進めて欲しい。

(日 技) 要望として受けておきます。実態として、構造設備基準が施行されたが、実態調査では、8割程のラボが、技工録付けていません。項目が多い等の問題があるが、営業者として、大変だけではなかなか改善されないが、我々がしっかりしておかなければならない。

(福島県技) 一部改正規則に付き、県庁から、未会員に徹底をお願いするとあるが、会員だけの通達で良いか？

(議 長) 現状の会員だけで良いと考える。県技側が、非会員に連絡する必要はないのではないかな。

(B K 長) 保健所に届出出している方々には、通知は行っている。県の行政の問題ではないでしょうか。

(議 長) この件に関しては、各県技で、未会員に現状聴取すれば分ると思う。会員は文書として配布は今まで通りで、日技のDLファイルの基本項目が多すぎますが、今後、簡素化する事もあると思う。指示書統一に関しては、各県対応、また技工必要事項、不必要事項は、そのラボ、取引先にも寄る。今後も、県技での働きかけ等は、今まで通り行なって良いと考える。

【エ】:

(議 長) 青森県技の見直しですが、日技でのお答えをお願いします。

(日 技) 引き落としの件は、回数掛かれば、経費も掛かる。NDCは1ヶ月3ヶ月対応となっており、会員の要望を今後聞きつつ検討する。

(青森県技) NDCが、やっと軌道に乗りつつある。具体的に金額がどう掛かるかを、会員へ分るようにお伝えする。

【オ】:

(議 長) 福島県の東北BK会議のあり方について説明をお願いします。

(福島県技) 社員総会において、質問・要望事項ちについてとあるが、印刷の都合上、BKに分けてあるので、BKとして、質問と要望について分けて発言をどの様に持っていくのか。

(B K 長) 用紙には、代議員名で書くようになっている。BKとしてでは無い。

(福島県技) この用紙(当日、福島より配布用紙があった)『社員総会において、印刷の都合上、BKで纏めて、文書、F a xによりお送りください。』となっているが。

(日 技) これは正式文書だが、事務局の間違いと思うが、確認する。

(議 長) BKで決まった事を総会に東北の代議員の代表者であげた方が良いのではないかな。

(福島県技) 正式文書が間違いで、あれば、その方向で良いと思う。

【カ】:

(議 長) 秋田県の臨床歯科技工士の件で、資料等参考にしなが提案理由をお願いします。

(秋田県技) ドクターの目の前で、補助の技工が出来、臨床歯科技工士の職業があれば、これは、明らかに医療であり、若い技工士も自信を持つのではないかな。国民の信頼させる尊敬される組織を目指しているのであれば、国民の信頼させる尊敬される職業の実現を目指すのも良いのではないかな。

(議 長) 日技ではこの臨床歯科技工士たるものを認めているのか。

(日 技) まず、組織、日技の存在とは、会員の経済状況を良くしていく事である。また政治活動を行なうのが、日技連盟である。社会的に見て、窓口が日技です。組織として、人数によるが、会員が問題等あれば、法律を改善し、良くしましょう。が、日技が存在する意味で、臨床歯科技工士の件は、我々が目指している方向とは違う。技工法の改正等で、会員が内容を把握し、理解して、本当に会員が目指している組織をつくりあげる方向で動いている。

(議 長) 臨床歯科技工士の存在は少し把握しづらいが。

(宮城県技) 技工法の改善が優先的で、それが定まって、尚且つ技工士がより良く仕事出来る様になった後、検討した方が良いのではないだろうか。

(福島県技) 歯科医師会と考えなければならない問題と思う。技工士の底上げしかないのでは、歯科技工士の名称の他に作る事はどうか。

(山形県技) 福島県技と同様。歯科医師の方で審美歯科学会では認定歯科技工士ありますが、大学卒となら分る。

(青森県技) 皆様の意見と同じです。まだ、統一試験もなっていないのと2年でその様な称号は、実現不可能では無いか。

(B K 長) 歯科技工士の業務の拡大や、歯科医師法で、実現はどうか。立会いに関して、公的に認められるのか。ハードルが高いものと思う。

(秋田県技) ご意見ありがとうございます。歯科医師会と話し合いをしましたが、反対はなかったが、提案させて頂いた。魅力有る職業としていきたい、賢いものが生き残るのではなく、変化していくものが生き残ると思っている。

----- 日技古橋会長到着 -----

(議 長) 最初に、日技会長より、日技からお考えを伺い、最後の岩手県技議題をその後にする事を議場に伝え、日技会長へお伺いをたてた。

(来賓挨拶と日技から) 公益法人日本歯科技工士会会長：古橋 博美
本会議開催について来賓の御礼とご配慮の感謝の言葉を述べ、日本歯科技工士会では、長年の苦勞の末、歯科技工法施行規則が施行されたが、実態として、歯科技工所開設届け未提出技工所があり、また多数のラボが、技工録付与していない現実を徹底しなければならない。しかし、歯科技工に関する制度推進連盟を立ち上げ、歯科技工士の問題に、3つの課題の中に「大規模災害に対して歯科技工所の公的支援の要望」を置いた事を述べた。(歯科技工所の位置づけの件は、同日、議題アで杉岡副会長と同様が話された)その後、中長期タウンミーティングの今後の日技が目指す方向を伝え、午前中の広報取材(被災地再訪問)で、被災沿岸会員の訪問、今後のスケジュール等を含め報告した。

【キ】：

(議 長) 岩手県の連盟について提案理由をお願いします。

(岩手県技) 県議会議員の協力で、歯科技工所は「医療に付帯するサービス業」と位置付けられている為に、被災技工所は支援が受けられない事を説明した所、意見書を出して頂いた。結果、全員一致で、可決し内閣総理大臣はじめ国会や国の関係機関などに提出している。そこで連盟として、「歯科技工所も医療機関と同等に位置付けを求める意見書」を、各都道府県にいる議員と協力して、意見書を出してもらえないだろうか。これが組織として出来る事と考える。

(議 長) 良いことではないでしょうか。

(日 技) 連盟として、評議員会がありますので、発言してみたらどうでしょうか。

(岩手県技) 東北BKで決定し、本部で働きかけをする。東北BK会議の有り方が、一歩進んだ事は良い事と思う。ひとつひとつ、技工士の問題を解決すべきが、組織である。

議長他に質問、意見が無い事を確認した

10・閉会の辞

岩手県歯科技工士会副会長 阿部 治

上記議事の内容が正確であることを証するためこの議事録を作成し、次に捺印する。

議 長	河内 京治 ㊟
議事録署名人	大久田 秀逸 ㊟
議事録署名人	若 松 巖 ㊟

東北ブロック岩手大会 親善野球大会 開催



岩手県技 小泉会長

9月15日・日曜日の東北ブロック野球大会に参加する為、青森県技工士会野球部の選手達は早朝3時から4時に起床して、むつ市、八戸市、青森市、弘前市から会場の盛岡に向かい大会にそなえました。東北に台風が近づいておりましたので、台風の影響が心配される中、盛岡市営球場にて大会は開催されました。今野球大



会には、青森県、秋田県、岩手県、山形県の4県にて行うことと成りました。宮城県と福島県の2県は、震災の影響もあってか不参加と成りました。

青森県、秋田県、岩手県、山形県の4県の抽選により対戦カードが決められ、第一試合は、青森県と山形県。第二試合が、秋田県と岩手県と対戦する事になりました。

開会式では岩手県技工士会・小泉清三郎会長が大会の挨拶を述べ、次いで小川主将が選手宣誓となりました。小川主将は、1、2分沈黙の後、声を詰まらせ「こうして、又みんなと野球が出来ることを嬉しく思います。宣誓、われわ



れ選手一同は、スポーツマン精神に則り正々堂々と戦う事を誓います。平成25年9月15日選手代表・岩手県歯科技工士会野球部・主将「小川栄一」と力強く宣誓をしました。

小雨が降る中、第一試合は山形県チームの先攻により始まりました。青森県チームは甲地投手が先発、初回に一点を先攻されたものの後続を抑え無難な立ち上がりを見せました。青森県チームは、直ぐにその裏の攻撃で2点を取り逆転、その後赤田、野坂、内藤、成田、工藤選手の連打等も有り3回までに4-1とリードをし、ワンサイドゲームと成るかと思われた4回表、山形県チームに甲地投手がつかまり長打とエラーなども有り、打者一巡の猛攻を受け4-7と逆転されなおもピンチ、しかし、素早い2塁牽制によりランナーをタッチアウトにしピンチを切り抜けて、青森県チームの4回裏の攻撃、四球とヒットなどで満塁として相内選手の2塁打により同点とし、代打石岡が2塁打と続き8-7と逆転、試合時間もせまり5回の表を抑えると勝利と成るはずでしたが、四球とエラーにより8-9と再度逆転され最終回。2アウトランナー無し万事休すと思われましたが、野坂選手のランニングホームランによりまたまた同点とし、試合あきらめない青森県チームの底力と粘りを見て胸が熱くなりました。結果は、9-9の同点で両チームの選手9名ずつによるジャンケンで青森県チームは敗れ決勝進出はならず残念でしたが、色々な面で選手のみんなにおしえられる試合と成りました。

第二試合は、開催県・岩手県チーム対秋田県チームとの戦いとなり、雨の降り続く中、岩手

県佐々木投手と秋田県菅野投手が投げ合いは、1点を争う好ゲームと成りました。岩手県チームは、5回まで3-2とリードしておりましたが、終盤にわずかな隙を秋田県チームにつかれ4-5と逆転され敗れる事となりました。

第二試合目後半から雨は強くなり始め試合中止の心配があることから、第一試合の勝者・山形県チームと第二試合の勝者・秋田県チームの決勝を先に行うこととなりました。

決勝戦での、山形県チームは青森県チームとの戦いでの疲れもあつてか秋田県チームに、10-0の4回雨天コールドゲームと成り秋田県チームの優勝と成りました。

三位決定戦は中止となりジャンケンにより三位・青森県チーム、四位岩手県チームという結果と成りました。

天候の悪い中、ベテラン選手も若い選手も自分の持てる力を発揮し、野球をとおして他県の

方々と交流することにより親睦を深め、これからの技工士会が活気あるものとなって行ける事を念願しております。

東北ブロック大会では、被災された地区である岩手県技工士会の方々から沢山の元気を頂き感謝しております。これからも、このような大会に参加し、他県の方々との交流が出来ればと思っております。今大会に参加するにあたり、長内会長を始め副会長、理事の方々、技工士会会員の皆さんに感謝すると共に、参加してくれた野球部員の皆に感謝致します。なお、野球部では、野球好きの方、体を動かしたい方をいつでも募集していますので、気軽に声をかけてください。お待ちしております。

青森県技工士会・野球部 石岡 繁

東北ブロック野球大会結果報告（盛岡） H25・9・15

第一試合	先攻	後攻
9対9 (ジャンケンにて)	山形県技工士会	青森県技工士会
山形県技工士会の勝ち		
第二試合		
4対3	岩手県技工士会	秋田県技工士会
秋田県技工士会の勝ち		
決勝戦		
0対10	山形県技工士会	秋田県技工士会
秋田県技工士会の勝ち		
三位決定戦		
雨のため中止	ジャンケンにて 青森県技工士会勝ち	
優勝	秋田県技工士会	最優秀選手賞 進藤 翼
準優勝	山形県技工士会	優秀選手賞 兼子 慎太郎
三位	青森県技工士会	優秀選手賞 佐藤 清樹
四位	岩手県技工士会	優秀選手賞 佐々木 訓

県歯科技工士会 八戸地区会員・県役員 合同新年会 平成26年1月18日（土）



長内会長の挨拶では、「技工士会を取り巻く諸問題も沢山ありますが、日技からの情報を会員に伝え、良い一年にして行きたいと思います。」次いで、荒谷地区長の挨拶では、「地区活動として、若い技工士さんが参加しやすい会にして行きたいと思います。今日は、老いも若きも楽しいひと時を過ごしましょう。」と話し、新年会は始まりました。



八戸地区は、若い方々との交流に力をいれ 活気のある技工士会作りを目指して頑張っているとの事です。青森地区・弘前地区・上十三地区も、負けずに若い技工士さんとの交流活動を頑張りたいと思います。

今年一年が、技工士会にとってよい年に成りますよう願っております。

荒谷八戸地区長をはじめ、参加いただいた会員の皆さん、関係理事の方々に感謝いたします。ありがとうございました。



平成25年度 日技生涯研修 基本課程 5単位

(教養課程)

「公益社団法人日本歯科技工士会及び日本歯科技工士連盟が担う重要な役割について～良質な歯科医療の確保のために～」

(専門課程)

「歯科技工士法施行規則一部改正等を踏まえた歯科技工所の構造設備基準と歯科補てつ物等作成における品質管理について」

◎講演抄録

国民の健康に関する意識が高まるとともに、歯科医療においても質の向上や安全性を確保する観点から、歯科補てつ物等の質的担保を図りながら効率的な提供体制の構築が求められています。歯科技工士が国民保健向上のために積極的な取り組みができるよう、公益社団法人日本歯科技工士会及び日本歯科技工士連盟が担う重要な役割、歯科技工士(所)のこれからの方向性、時局問題等にも触れながら、皆さんとともに意識を共有したいと思います。

また、2012年10月2日付で歯科技工指示書の記載事項の見直し及び歯科技工所構造設備基準の施行規則への規定(明示)に関し、歯科技工士法施行規則(厚生労働省令)の一部が改正、公布されるとともに、この改正に伴い歯科補てつ物等の質の確保を図ることを目的として、厚生労働省医政局長より「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」の通知が発せられ、双方ともに2013年4月1日に施行されています。これらの改正内容等を踏まえて良質な歯科補てつ物等を作成する上で歯科技工士(所)として必要な対応や歯科技工所におけるトレーサビリティを補強するために必要な事項についてお話しいたします。



◎講師略歴

古橋 博美

- 1973年 日本医学技術学校歯科技工科卒業
- 1975年～ 歯科技工所開設
- 1990年～ 社団法人日本歯科技工士会役員
- 2011年～ 社団法人日本歯科技工士会会長
- 2012年～ 公益社団法人日本歯科技工士会会長
- 2009年～ 歯科技工士国民年金基金理事長
- 2011年～ 日本歯科技工士連盟会長



ご挨拶

会長 長内 隆

一般社団法人として認可されての青森県歯科技工士会の生涯研修第一回の基本課程に際しまして、公益社団法人日本歯科技工士会の会長であります、古橋博美会長を講師としてお招きする事が出来まして、本日、ここに開催されますことは、まことに光栄であり、特別に嬉しい事であります。

古橋会長には超ご多忙の中、我々のために遠路お越し頂きまして、大変感謝しております。厚く御礼申し上げます。

公益法人改革の法律により、全国の津々浦々の、様々な団体及び旧歯科技工士会が、五年間の移行準備期間を終え、最終期限の本年十一月末に間に合わせて奮闘努力致しました。

専門職集団としての学術、技術の向上研鑽は基（もと）より、定款の見直し、会計帳簿の国際ルール化、民主的運用の規律、一般社会に対する公益的事業の展開などを旨とし、従来とは一歩も二歩も前進した、社会的にも大いに意味のある存在として発足できました事は、偏（ひとえ）に会員の皆様の暖かいご協力、役員のご尽力、監督官庁青森県学事課様の真摯なご指導による賜物であります。

会員一同、心を引き締めてこの会を維持していかなければなりません。

堅苦しい事ばかりではありません。同じ専門的医療職を生業（なりわい）としているものとして、友好と信頼、そして問題解決の団結をもって、また、みんなで魅力を作りあって、楽しい会にしていきたいと思います。

ご来場の皆様、本日は、所用に因り会場に同席できず、まことに申し訳ありませんが、ここに居られる古橋会長の、日ごろの「霞が関」及び「永田町」での活動や、他団体との活躍等も含め、トップリーダーの鑑（かがみ）としてしっかり心に刻んで持ち帰って、明日からのデスクワークに役立てて下さいませよう、心からお願い申し上げます。

平成25年11月17日

皆さんご存知のように、日技も二年前に公益社団になりました。「歯科技工士実態調査2012年調査データ」からいろいろ解説をしてみたいと思います。（スライドを進めながら）

就業技工士の高齢化、週休日の固定化の少なさ、休みも仕事をしている。技工にパソコンを生かしているか？ 歯科技工から転職考えるか？ など超過労働時間の割に経済的に報われないからなど一部に見られる。また、技工の職以外に考えたことがない7割以上ある。

住宅ローン借りるときに銀行に薦められたことは、社会保険の他に国民年金基金も掛けておいて良かった。そうでなければ一生涯死ぬまで働かなければならなかった。私は昭和40年代の学生でしたが、4分の3ぐらいの仲間が独立開業を目指していた。

技工所4割がインプラント技工をしている。CAD/CAM技工は2割ぐらいの技工所がやっている。個人技工所が8割、あとが法人技工所。歯科技工の製作に関する費用が概ね100分の70と規定されている。技工製作費用から70分の100を決めると国は言っている。歯科界は勘違いしている。国への要望が揚げることは可能である。技工料金をダンピングすることは実態価格が低くなり、結果、国の決める点数が下がる事を、歯科界の皆はもっと肝に銘じて、反省しなければならない。医科界は以前から医療技術者も一丸となって診療報酬の揚げ改定に成功している。国は予算を下げるところか必要などころにはきちんと配分している。実態技工料金が不当に安いと、既成事実化してしまう。賢くない。などなど・・・。

技工士は「士」であり、サムライそのものである。

とすることを自覚させられる素晴らしい講演でした。

歯科技工士は歯科医療になくてはならない職種であり、机にかじりつくことも必要であるが、そればかりではなく、広く社会全体を見渡し、歯科技工士会の先達の先生方のたゆまぬ努力と教導により今日の明るい歯科技工士会が存在していること、リーダーシップの有る素晴らしい人材が技工士の上流にいることを誇りに思います。技工人に弛まぬ愛情が師のお人柄を物語っております。

長内（VTR聴講）

一般社団法人 日本歯科技工学会
北海道・東北支部 平成25年度学術大会

於 盛岡市

開催 岩手県歯科技工士会

平成26年3月2日 (日)



他県技 学術レポート 長内 隆

寒気団の迫り来る中、新築の岩手県歯科医師会館（8020大ホール）に於いて、11:00～16:00の昼食を挟んでの片岡繁夫先生による『審美補綴に必要な天然歯形態と色彩』を受講に行ってみました。

昨年の我が県開催の『宮崎隆教授のCAD/CAMの現在未来』に続く隣県での開催に、生研単位取得、偵察もかねて、会場は高速バスの盛岡終点停留所の目の前でした。参加費3,500円（500円弁当付き）高いなと思いましたが、なんと参加者94名!! 確かに交通の便が良く、各県からも集まりやすいとは言え敬服致します。師曰く審美補綴の完成度は『歯牙形態』が最も大切。健康的で美しい顔貌を含めた口腔の回復は歯牙排列の位置関係であり、個々の天然歯のもつ歯牙形態、及び表面性状を再現することである。更に、歯周組織の健康形態も取り戻し、維持することも含んで重要である。それには天然形態がすべてであるとする。また、師は、彫刻コンテストはナンセンスと思うと述べられ、私も同感です。「CAD/CAM」の盲点。職人芸術など語られ、歯科審美的に相手との「対話距離の美」と言うものを教えていただきました。ぴかぴかのビルの5階に岩手県技の事務所が一室あり、柴田副会長さんが毎日勤めております。なんと賃貸月7万円。年84万円だそうです。アリエナイ。最後に何人かで記念撮影に収まりました。



青森県歯科技工士会・第2回理事会 議事録

9月29日(日) 青森県社会教育センター・小会議室 AM 10:15~AM11:25

出席 長内・木村・若松・福田・石岡・船山・成田

長内会長挨拶 生涯研修前の貴重な時間、ご苦労様です。時間になりましたので理事会を始めたいと思います。

議事内容

東北プロック大会の報告について (会議及び、野球、ボウリング)

東北プロック大会会議に、長内会長・若松副会長・木村副会長・小笠原元専務が参加し議事内容の報告。

東北プロック大会野球結果

優勝 秋田県技工士会・準優勝 山形県技工士会・3位青森県技工士会・

4位 岩手県技工士会となり四県の参加の大会となりました。

東北プロック大会ボウリング結果報告 木村

優勝 山形県技工士会・準優勝 青森県技工士会・3位福島県技工士会

次年度東北プロック会議について 長内

(宮城県が当番県であるが、札幌の技工学会開催に日時、場所を合わせて場所を札幌で行う場合についての、当県技の意見。(前泊、後泊が必須。札幌で行う場合についての参加については、予算、宿泊等の事も考えて参加代表者は1名とする。東北で行う場合についての参加については、3名の参加をしたいと思います。)

11月17日(日)の生涯研修(古橋会長)の準備について 福田

日技評議員会終了(15:00頃予定)後に、古橋会長の希望により木村副会長と共に 青森入り。

ホテル・サニールト宿泊予定。明日月曜に日技へ再度長内が問い合わせる。

11月16日(土)可能であれば少人数で懇親会予定です。

その他

野球部への本会予算打ち切りへの対応について協議

長内 本年度の東北プロック会議にて、5年に一度の六県による親善野球大会の試合の見直しされるはずでしたが、なぜか協議されませんでした。

石岡 震災の影響もあってでしようか、宮城県と福島県は、今野球大会には参加しませんでした。この様な記念大会に参加し、交流試合をすることは大切なことだと思います。

しかし、青森県技野球部には予算がなく県技による援助がなければ野球部員の負担が大きくなり参加が難しい状況です。野球大会に参加できず野球部が活動をしないのであれば部員の中には退会する会員も多数発生すると聞かれます。部員の退会及び野球による会員の拡充にも影響するのではないかと是非、野球部が活動できるように考えて頂きたいと思っています。

長内 野球の為に公益的法人は予算を使うことは出来ない。野球に関係ない会員も多くいる。野球部活動の件に関しては、予算の投出も含めて次回の理事会までに、他県の状況について木村副会長が情報収集して協議をしたいと思います。

本日の生涯研修の準備について

座長 福田学術理事

司会 若松副会長

会場作り 長内会長・若松副会長・木村副会長・福田理事・成田地区長・船山理事・石岡理事

次回第3回の理事会開催は、平成25年11月17日(日)生涯研修前にしたいと思います。各理事の皆様よろしくお願ひ致します。 広報担当 石岡

平成25年 第1回県理事会 議事録

参加者 長内会長・若松副会長・木村副会長・小笠原元専務・福田理事・石岡理事・安村理事・佐藤理事・前地区会計・荒谷(八戸地区長)・沖津(上十三地区長)・斎藤(弘前地区長)・大水(弘前地区会計)・中居相談役

座長 長内会長

場所 はまなす会館 中会議場(青森市)

日時 平成25年7月20日(土) 開始 午後4時~ 終了 午後7時00分

会長挨拶 皆さんご苦労さまです。一般社団法人の第1回理事会を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

1. 理事担当役割決定 及び 引き継ぎ

長内 隆 会長 (総括・広報) (相談役) 中居勝義

木村壽二 副会長 (学術) (相談役) 宮崎清藏

若松 巖 副会長 (自営・勤対) (組織)

安村好弘 (会計)

佐藤浩一 (広報補佐)

成田光広 弘前地区長 (専務)

斎藤 晃 八戸地区長 (技対)

荒谷 文 上十三地区長 (組織)

沖津賢一 (監事)

清野龍一 (外部監事)

鈴木 敦

2. 今後の催事計画

学術・平成25年9月29日(日)10:00~17:00 場所・青森市総合社会教育センター

〔東北歯科技工士専門学校、八巻賢一先生(自由課程)〕予定

・平成25年11月17日(日)・日技 古橋博美会長(基本課程) 予定(前日入り)

3. 広報編集計画

8月中旬に、編集、発行をする。(会員名簿・新定款)

4. タウンミーティング協賛者決定(長内・木村・小笠原・佐藤・荒谷・中居) 7:00安比集合

東北プロック協議会若手大会 9月15~16日「ホテルニューカリーナ」。予算の検出討議

・会議参加者(長内会長・木村副会長・若松副会長・小笠原元理事)

・日技会長表彰 推薦 若松 巖氏

・野球功労者表彰 推薦 小笠原賢氏

・東北プロック協議会会長表彰 推薦 三上幸久氏

・東北プロック親善スポーツ大会

親善野球大会参加者・8月9日までに岩手県技工士会事務局まで提出。

親善ボウリング大会参加者(長内会長・木村副会長・若松副会長・小笠原元理事)

◎当県技提出議題の審議

・「日技会員費3ヶ月一括徴収についての青森技工士会として2ヶ月方式の可能性の確認。」

報告事項

・内閣府公益法人informationから「公益事業目的財産額の確定」申告の要請があり、今後2年間で1,265,981円を計画して支出せよと確定指示された。

・会員1名(青森地区)を会費徴収停止する為の日技への手続を6月度に会長が取った。

・会計より 会計書類の記載について

・各地区、各理事の会計書類の記載方法について雛形と説明があった。また、4地区理事・組織・学術担当会計者の新たな名義で銀行口座の作成を決定した。

・理事会旅費規定の新規定案が審議され、平成25年8月1日より施行。下限2,000円上限を7,000円とした。

以上

青森県歯科技工士会・第3回理事会 議事録

平成25年11月17日(日)はまなす会館・中会議室 AM10:25～AM11:25

出席 木村・若松・福田・石岡・沖津・成田・佐藤

木村副会長長挨拶 ご苦勞様です。長内会長が用事があり欠席すると連絡がありました。時間に成りまじらしたので理事会を始めたいと思います。

議事内容

平成26年東北ブロック会議報告(木村副会長)

札幌での開催はなくなりました。

北海道・東北ブロック大会の開催は宮城県にて、平成26年10月18日に開催予定となりました。

北3県(+)野球大会について(木村副会長)

山形県歯工士会を加えて、青森県歯工士会・秋田県歯工士会・岩手県歯工士会の四県参加での北東北野球大会を開催する事となりました。来年は、秋田県にて開催予定です。四県の開催になるため、距離的な問題から中間地点での開催を検討してゆくとのこととです。

その他

青森地区より確認(成田地区長)

・青森歯科医師会より新年会は長内会長が参加して頂けるでしょうか。

・青森地区の振り込みが2ヵ月遅れるのは何故か?

(佐藤会計) 日技より入金されるのが遅くなっているのか2ヵ月遅れます。

・一人あたり500円のはずが400円と少なくなっている。

(佐藤会計) 確認します。(※平成24年度総会で400円に決定済み)

・人数も32人のはずが違っているのを確認をお願いします。

(佐藤会計) 確認します。

2014-15年度の日技代議員選挙中央選挙管理委員会地域選挙管理者選出

管理者に、引き続き 若松 副会長に決定。

野球部への予算打ち切りへの対応(木村副会長)

青森県技野野球部には予算がなく県技による援助がなければ野球部員の負担が大きくなり参加が難しい状況の解決策として。現在、青森県歯科技工士会と青森県歯科技工士連盟がありますが、新しい団体を作り活動費を捻出してゆく事が一番良いと考え。

学術・(福田理事) 来年度は、平成26年6月、10月に行う予定です。よろしくお願ひいたします。

本日の生涯研修の準備について

座長 木村副会長

司会 木村副会長

会場作り 若松副会長・木村副会長・福田理事・成田地区長・沖津理事・石岡理事

次回第4回の理事会開催は、八戸地区・平成26年 1月18日(土) 新年会修前に行いたいと思います。各理事の皆様よろしくお願ひ致します。 広報担当 石岡

平成25年度 第4回理事会 議事録

(八戸市) 平成26年1月18日

参加者 長内会長・若松副会長・木村副会長・石岡理事・安村理事・佐藤理事・

荒谷理事・沖津理事

会長挨拶 皆さんご苦勞様です。第4回理事会を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

座長 木村副会長

場所 東京第一インハル 小会議室(八戸市)

日時 平成26年1月18日(土) 開始 午後4時 終了 午後6時00分

1. 日技代議員の青森県代議員の立候補1名、補欠代議員2名の決定について

・立候補1名 長内 隆・補欠代議員2名 木村壽二・安村好弘 決定

2. 野球、ボーリングその他の会員の健康増進、福利厚生のための「厚生会(仮称)」の検討

・第三団体(青歯技厚生会)を作り、技工士会員の健康増進、福利厚生のための活動を行うようにする。(秋田県技の資料を参考に、3月中に青森県技の資料の原案を作成する。)

3. 各担当理事 執務報告

・長内会長 1月21日新しく法人化された方々の講習会に出席(長内会長と佐藤会計)。

(学術) 6月・自由課程 9月基本課程を予定。小笠原氏に生田講師に日程の連絡を付けてもらう。

・安村組織・技工士学校での講義

・1/29小笠原賢氏・2/5 藤川 英俊氏・2/12 長内会長

・佐藤会計 各地区の地区長の方々は、事業計画を会長に提示し了解のうえ行うようにして

いただきます。また、地区予算はマイナスと成らない様に運営してゆくようお願い

いたします。

・長内会長 事業計画を会長に提示し了解する件は、電話でなくメールにて連絡して頂き

たい。

各地区の勉強会を開催する場合全会員に伝えて行って頂きたい。

(会員全員にハガキでの伝達)

4. 平成26年度の事業計画創案

・今回の事業計画創案にそって行ってゆく。

その他

・北東北歯野球大会(秋田県大会) 26年10月12・13日予定(12日試合)

次回理事会 26年 4月19日(土)はまなす会館 16:00～

総会 26年 5月予定

青歯技厚生会規約（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、青歯技厚生会（以下、「厚生会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 厚生会は会員の相互扶助精神に則り、会員の自主的な経済活動を推進し、会員の福利厚生を増進させるために必要とする事業を行い、もって会員の経済地位の向上並びに健康増進を図ることを目的とする。

（事務所）

第3条 厚生会は、事務所を青森県内に置く。

第2章 事 業

（事 業）

第4条 厚生会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生事業
- (2) 会員相互の親睦と教養の向上のための活動
- (3) 会員の事業活動に関する情報交換の実施
- (4) 会員の健康増進を図るための活動
- (5) その他厚生会の目的を達成するために寄与すると認められる事業

第3章 会 員

（会 員）

第5条 厚生会の会員は、一般社団法人青森県歯科技工士会（以下、「青歯技」という。）の資格者会員かつ、厚生会の目的に賛同する者をもって構成する。

（加 入）

第6条 厚生会に加入を希望する者は、前条の加入資格を有し、所定の加入申込書により届け出るものとする。

（会員の資格の喪失）

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 青歯技を退会したとき
- (3) 厚生会を脱退したとき

（経費の負担）

第4章 役員及びその機関

（役員の設定）

第8条 厚生会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 3名以内（うち常任理事1名）
- (4) 監事 2名

（役員を選任）

第9条 理事長は、青歯技会長がこれにあたる。

2 副理事長、理事及び監事については、青歯技厚生会運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の承認を得て理事長の指名によることができる。

（理事の職務等）

第10条 理事長は厚生会を代表し、厚生会の会務を統轄する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 常任理事は、理事長の旨を受けて会務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 4 理事は、理事長の旨を受けて会務を分掌する。
- 5 監事は、厚生会の業務及び財産状況を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、青歯技の役員任期と同一とする。ただし、欠員補充により就任した役員任期はその前任者の残任期間とする。

(役員会構成)

第12条 厚生会に役員会を置く。

2 役員会は、すべての理事をもって構成する。

(役員会権限)

第13条 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 厚生会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) その他重要な事柄

(役員会定足数)

第14条 役員会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

第5章 運営委員会

(運営委員会構成)

第15条 厚生会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、青歯技の会員をもって構成する。

3 役員は運営委員会に出席して意見を述べる事ができる。ただし、表決に加わることはできない。

(運営委員会招集)

第16条 運営委員会は、定時運営委員会として毎会計年度経過後90日以内に理事長が召集する。

2 理事長が必要と認めるときは臨時運営委員会を招集することができる。

(決議事項)

第17条 運営委員会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 本規約の改正
- (3) その他重要な事項

(議決)

第18条 運営委員会の議決は、運営委員の過半数をもって決議する。

第6章 会計

(会計年度)

第19条 厚生会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第20条 厚生会の事業計画及び予算の書類は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、役員会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第21条 厚生会の事業報告及び決算の書類は、毎事業年度終了後理事長が作成し、監事の監査を受けたうえで、役員会の承認を受けなければならない。

第7章 補則

第22条 本規約の改廃は運営委員会の議決による。

第23条 この規約に定めるもののほか、厚生会の事業運営に関し必要な事項は施行細則に定める。

附則

1. 本規約は平成20年4月1日から施行する。

厚生労働省

歯科専門職の資質向上検討会審議会 関係資料 抜粋
歯科技工士関係も含めてほんの一部を紹介します。

参考資料1

歯科技工士ワーキンググループのスケジュール(案)

○ 平成26年2月27日(第7回)

WG 報告書(案)について議論

○ 平成26年3月24日(歯科専門職の資質向上検討会)

WG 報告書を「歯科専門職の資質向上検討会」へ報告

※議論の進捗状況によっては回数や開催時期の変動があり得る。

過去の開催状況

○ 平成24年12月26日(第1回)

歯科技工士の教育及び国家試験について

○ 平成25年2月14日(第2回)

歯科技工士の教育について(歯科技工士学校養成所指定規則など)

○ 平成25年4月24日(第3回)

歯科技工士国家試験について(出題基準など)

○ 平成25年7月25日(第4回)

歯科技工士国家試験について(出題基準など)

○ 平成25年9月4日(第5回)

歯科技工士国家試験について(実地試験など)

○ 平成25年10月9日(第6回)

WG 報告書骨子(案)について

資料1-2

「歯科専門職の資質向上検討会歯科技工士ワーキンググループ報告書(案)」
に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について(案)

平成 26 年 月 日
厚生労働省 医政局 課
歯 科 保 健

「歯科専門職の資質向上検討会歯科技工士ワーキンググループ報告書(案)」について、平成26年11月29日(水)から平成26年2月19日(水)までご意見を募集したところ、21件のご意見をいただきました。

今般、お寄せいただいたご意見とそれに対する歯科専門職の資質向上検討会歯科技工士ワーキンググループでの議論を踏まえた考え方について、以下のとおり、取りまとめましたのでご報告いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は、適宜整理集約しております。今回ご意見をお寄せいただきました方々のご協力で厚くお礼申し上げます。今後とも、厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく願いたします。

1 ご意見の総数

(1)提出件数:21件

(2)内訳:養成施設、個人等

2 主要なご意見等の概要およびご意見に対する考え方

別紙のとおり

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	歯科技工士の教育内容の大綱化と単位制の導入する場合、教育現場の体制を整えるための期間を設ける必要がある。(同旨8件)	いただいたご意見を踏まえ、教育現場の体制を整えるため、導入するまでの猶予期間を設ける旨を追記しました。
2	修業年限が2年間の教育では、歯科技工の現場が求める技術水準に満たないため、修業年限を延長する必要がある。(同旨5件)	学生の確保や施設設備の増設等に伴う費用負担が必要となる等、歯科技工士養成施設における経営上の問題が指摘されていることから、歯科技工士技術に関する動向等を踏まえ、次回の見直しの際、必要に応じて検討する必要があると考えています。
3	歯科技工士養成施設の学級定員について減員を行う場合、経営上の問題等から質の高い教員の確保が困難になる。(同旨9件)	細やかで充実した指導を行う等の教育の質の向上の観点から、歯科技工士養成施設の学級定員の減員を検討していましたが、いただいたご意見を踏まえ、見直しの方向性から削除しました。
4	教育に必要な新たな器具や機械を整備するために、国が補助金等を用意すべき。(同旨2件)	歯科技工士の教育の質の向上から、技術革新や修復材料の多様化にも対応できるように新たな器具や機械を整備することは重要ですが、養成施設に多大な負担がかからないよう配慮する必要があると考えています。
5	歯科技工士国家試験の全国統一については、当然早急に行うべき。(同旨3件)	歯科技工士法の改正法案については、国会に提出されたところですので。
6	国家試験統一後の試験は、現在と同様に各都道府県の会場で実施してほしい。	試験会場は試験運営等の効率性等を図る観点から、会場を集約する必要があるため、想定される受験者数や他の医療関係職種との国家試験実施体制等を踏まえ、検討を行ってまいります。
7	国家試験統一後は実地試験ではなく、学説試験で技能を担保するべき。(同旨9件)	歯科技工士として具備すべき条件について、学説試験のみで評価することは困難であるため、実地試験を実施して、技能を評価していくことが必要であると考えています。現行の都道府県が実施している試験を踏まえ、必要な知識及び技能について客観的評価が可能である試験内容を検討する必要があると考えています。
8	国家試験の出題基準について見直しを行う場合、教育現場の体制を整えるための期間を設ける必要がある。(同旨8件)	いただいたご意見を踏まえ、教育現場の体制を整えるため、導入するまでの猶予期間を設ける旨を追記しました。

その他、お寄せいただきましたご意見については、今後の施策の実施に当たり、貴重なご意見として承らせていただきます。

ご意見募集にご協力いただき、ありがとうございました。

全技教提出資料

教育内容と必要な単位数および教育目標について(案)

参考(現行)

教育内容	前回までの案	今回の案									
		単位数(単位)		時間数(時間)		実習(時間)					
		講義(単位)	実習(単位)	計	講義(時間)	実習(時間)	計				
基礎分野	4	5	—	150	75	150	75	150	75	—	—
専門基礎分野	3	3	—	90	45	90	45	90	45	—	—
	6	7	4	270	165	90	45	90	45	180	120
	6	7	2	240	135	150	75	150	75	90	60
	13	12	8	480	300	120	60	120	60	360	240
	12	13	9	525	330	120	60	120	60	405	270
専門分野	2	2	1	75	45	30	15	30	15	45	30
	2	2	1	75	45	30	15	30	15	45	30
	14	11	—	495	330	—	—	—	—	495	330
合計	62	62	36	2,400	1,470	780	390	780	390	1,620	1,080

学科目	総時間数(時間)
外国語	30
造形美術概論	15
関係法規	15
歯科技工学概論	50
歯の解剖学	150
顎口腔機能学	60
歯科理工学	220
有床義歯技工学	440
歯冠修復技工学	440
小児歯科技工学	30
矯正歯科技工学	30
歯科技工実習	520
合計	2,200

単位の計算方法については、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項を参考とし、

※1 最高時間数は、講義については30時間、実習については45時間で計算。

※2 最低時間数は、講義については15時間、実習については30時間で計算。

現状の周知のところですが、臨床研修歯科医を育てていくためには、国民、患者の協力が必須だと思っています。

医科の研修医の存在は当たり前になっていて、多分テレビのドラマなどで取り上げられることも影響していると思うのですが、歯科の研修医ということに対する理解がまだまだ十分ではないのではないかと思います。

大病院に行けば研修医がいるだろうということは予想できたとしても、連携4施設ということですが、協力型のところに研修医がいらっしゃるということは余り想像ができません。

だとすれば、どうやって国民にこの研修制度を知らせていくのが大切だと思うのですが、厚生労働省のホームページにおいて周知してあると書いてあります。しかし、今から歯科治療を受けようという人が厚生労働省のホームページは見ないと思うのです。

ですので、国民に広く周知するためには、例えば研修医がいる施設は、国が作成したチラシを印刷できるようにする。チラシには、こういうことを理解してくださいという内容や、最低限患者に知らせたい内容を明示する。そのチラシを患者さんに配るなり、院内に張るなりしてくださいという具体的な取り組みをしていただきたい。先ほどもっともっと全人的に広めていかないといけないとか、協力量をふやさないといけないというお話がございましたけれども、それをふやすとしたら、患者側の理解はもう避けて通れないと思いますので、より具体的な、ホームページで終わらない取り組みをしていただきたいと思います。

○大塚座長

わかりました。

よりよい診療所であるという認識をいただくことまで我々もアピールしていかなければいけないのかなと思います。その辺を考えながら、少し手を加えていかなければいけないなと思っています。ありがとうございました。

大分時間も過ぎてきましたので、その辺を踏まえて、俣木先生、大変な課題が残るかもしれませんが、あと2回ということで、こちらについては御協力をいただくということによろしいですか。

○俣木委員

はい。

○大塚座長

ありがとうございました。

それでは、よろしければ、技工士ワーキンググループのほうの報告、たたき台のほうに入りたいと思いますが、まず事務局のほうから説明していただけますか。

○小畑歯科医療専門官

では、資料2のほうをごらんください。

「歯科技工士ワーキンググループ 報告書（たたき台）」ということで、歯科技工士のワーキンググループでもこれまで6回の御議論をいただきまして、それをまとめた結果ということになっております。

1. はじめに

○ 我が国では多様化するライフスタイル、人口の急速な高齢化、医療技術の進展により、基礎疾患を有する高齢者の歯科診療の受診機会の増加や在宅歯科医療のニーズの増加等、国民の求める歯科医療サービスも高度化、多様化してきている。

○ このような中、平成23年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立し、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の責務が明文化され、歯科口腔保健を総合的に推進していくことが必要とされている。

○ 一方で、歯科技工技術はめざましい進歩を遂げてきており、国民に安全で質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士に係る教育を充実させ、より資質の高い歯科技工士を養成していくことが不可欠である。

ということで、昨年の11月にこの検討会が新設され、歯科技工士ワーキンググループの設置が認められ、議論が行われてきたということになっております。

では、「2. 歯科技工士の養成について」ということで、御説明いたします。

1つは「教育内容の見直し」ということ、それから「教育体制の見直し」につきましては、指定規則の改正及び指導要領の改正、この2つの項目がございますが、まとめてお話をいたします。

まずは「教育内容の見直し」ということで、教育内容の大綱化と単位制の導入ということになっております。

〈現状〉です。

現在、歯科技工士学校養成所指定規則において、指定基準の教育内容は学科目ごとに時間制が採用されております。

1枚おめくりいただいたところの囲みのところがそれになっております。

一方で、歯科衛生士等の他の医療関係職種につきましては、指定基準の教育内容は学科目が大綱化され、単位制が採用されているという現状になっております。

〈課題〉

○ 教育内容を学科目ごとの時間制から単位制に変更する場合、教育現場で混乱が生じないよう事前に広く周知する必要がある。

○ 教育内容の中で歯科技工実習につきましては、歯科技工士養成施設で行う実習のみでは、歯科技工を実施する施設で働くことになった際に現場の仕組みが理解できておらず、直ぐに実践することができないとの指摘がある。

○ しかし、学生が歯科技工を実施する施設を訪れ、見学等をするということについては、受け入れ体制等を整える必要がある。

〈見直しの方向性〉

○ 歯科技工士養成施設が独自性を発揮して、弾力的なカリキュラムの編成に積極的に取り組めるよう最低限必要な知識や技能を見直し、別紙1を参考とし、教育内容の大綱化を図り、単位制導入に向けて検討する。

○ ただし、大綱化及び単位制を導入する場合は、教育現場の混乱を避けるとともに、歯科技工士国家試験の出題範囲を明確にするため、歯科技工士国家試験出題基準の見直しもあわせて行う必要がある。

○ また、教育内容につきましては技術革新や修復材料の多様化にも対応できるよう、CAD/CAM、インプラント等についても習得することが必要であると考えられますが、新たな器具や機械の整備等により歯科技工士養成施設に多大な負担がかからないよう配慮する必要があります。

「教育体制の見直し」に移ります。

「歯科技工士学校養成所指定規則の改正について」ということです。

〈現状〉

○ 現在、歯科技工士学校養成所指定規則において、歯科技工士の修業年限は二年以上とされており、学生の学級定員については、一学級10人以上35人以内としている。また、学生を教授する専任教員については、歯科技工に関して相当の経験を有する歯科医師、歯科技工士とすることが求められている。

資料を1枚おめくりいただきます。

〈課題〉

○ 歯科技工士の教育内容をさらに充実したものとするためには、歯科技工士養成施設の修業年限の延長や学級定員の減員について検討する必要があるとの指摘がある。

○ しかし、短期間のうちに修業年限の延長を行う場合、学生の確保や施設設備の増設等に伴う費用負担が必要となる等歯科技工士学校や養成施設における経営上の問題も指摘されている。

○ 専任教員については、教員の質により学生に教授する内容にばらつきが生じる可能性があるため、専任教員の養成や教育が望まれている。

〈見直しの方向性〉

○ 現状は35人を1学級としているが、より細やかで充実した指導を行う等の教育の質の向上の観点から30人にすることが必要であると考えられる。

○ 専任教員の養成、教育が課題として挙げられていることから、今後は専任教員になるための年限等の要件や教員のための講習会等を充実していくことが必要と考えられる。

「歯科技工士養成所指導要領の改正について」に移ります。

〈現状〉

- 歯科技工士養成施設の指定や変更の承認の申請については、授業を開始しようとする日（変更承認にあつては、変更を行おうとする日）の「5か月前まで」に、申請書は都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければいけないが、歯科衛生士等の他の医療関係職種では「6か月前まで」としている。
- 歯科技工士養成施設の入学審査のため、学生は健康診断書を提出しなければならないが、歯科衛生士等の他の医療関係職種においては、現在入学審査のために学生に健康診断書の提出を求めている。
- 養成施設が教育のために備えるべき機械器具や標本、模型は、歯科医療技術の発達やその教育方法の変化により、不要となっている物や新たに追加するべき機械器具等がある。
- 寄宿舎に関する事項については、通知当初の昭和51年から養成施設や学生のニーズが変化している。

〈見直しの方向性〉

- 歯科技工士養成施設の指定や変更の承認の申請については、他の医療関係職種と整合性を保つため、授業を開始しようとする日（変更承認にあつては、変更を行おうとする日）の「5か月前まで」を「6か月前まで」とすることが適切と考えられる。
- また、他の医療関係職種との整合性や現代のニーズに鑑み、健康診断書及び寄宿舎に関する事項を削除することが適切であると考えられる。
- 養成施設が教育のために備えるべき機械器具や標本、模型は、歯科技工現場や教育現場を考慮したうえで、別紙2の内容を参考とした改善を行う必要がある。

以上です。

○大塚座長

今の説明はワーキンググループでまとめたものでございまして、養成のあり方についてのお話が中心でございます。教育の体制等の見直しということでございますが、何か御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○古橋委員

日本歯科技工士の古橋です。

今、御説明をいただきまして、2点意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、「教育内容の見直し」の項についてですが、後の話も一緒なのですが、養成の在り方検討会というのが平成13年に議論をして、報告書を出しました。そこからもう12年で、13年目になろうとしているのです。同じ議論をして、同じペーパーを出して、進まないという現状が、先生方御案内のような非常に深刻な状況に陥っているということでもあります。これはぜひスピード感を持って進めていただかなければいけないと思います。

まず、「教育内容の見直し」のところ、大綱化と単位制というお話がありました。13年にも大綱化を図り、単位制を導入していくことが必要だというふうにしているのです。現に広島大学や東京医科歯科大学、4年制で教育をしているところは、これに沿って進めています。

10ページの別紙1「教育内容と必要な単位数および教育目標について（案）」というのがあります。これは13年にまとめたままですから、先ほど今後のスケジュールをお聞きしましたので、方向性としては単位制と大綱化を求めていく、進めていくということで、これをもう一度見直し、検討した上で、ぜひ進めていただきたい、最終報告書にきちっと明記していただきたい。このように思います。

もう一点、これは断じて容認できないのですけれども、同じような話で、指定規則を変えようという話ですね。現状、先生方御存じのように、定着しないですね。教育を充実させて、資質の高い歯科技工士を養成していくということですから、ここに書かれているように、30人にして、1学級当たり的人数を減らすということ。これは異論がないところだと思います。実際の養成数からして、そう問題点もないように思います。

もう一つは、教育年限の延長と言いつつ、「見直しの方向性」のところにはなぜないかということです。先ほども出ているように、新しい技術や教育すべき内容が入っているのに、今で手いっぱい教育が足りない、教育を充実させようと言いつつ、ここが欠落していると思います。先ほど説明したように、短期間にやったら無理がある。どこが始期なのですか。きょうから短期間ならあれだけでも、12年前に言っていて、進めないでいて、短期間にやったら無理ということですから、これは一定程度の周知期間というか、そういうものも入れながら、3年制を明記する方向で最終報告書にはぜひ書いていただきたい。このように強く要望して、意見といたします。

○大塚座長

ほかの方。どうぞ。

○俣木委員

細かいところで恐縮です。同じ別紙1についてでございますが、これは以前から十分に練られた資料なのであると思いますけれども、一番上の「基礎分野」の「科学と技術の基盤 人間性と社会生活との理解」で単位数が4ということで、その右側に「教育の目標」として3つの文章が書いてございます。その2番目「加工技術の基礎となる知識を修得する」。この場所だけ「修得」の字があえて変えてある。ほかはみんな「習得」になっておりますので、この辺の意図は何なのかということ。

3項め「国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する」ということで、これの主語についてです。ほかはみんな「学習者」が主語になっておりますが、「育成する」というのは、学習者が育成するのでしょうか。そうでないとすれば、適切な述語に変えたほうがいいのではないかと思います。

○大塚座長

ありがとうございました。

○古橋委員

いずれにしろ、ちょっと見直しもらったらい。方向性としては結構です。

○大塚座長

どうぞ。

○上條歯科保健課長

今、日本歯科技工士の古橋会長からいろいろ御提言をいただきましたが、もちろん、教育内容らの大綱化については、事務局といたしましても、今回の報告書が出て、まとまってからと考えております。

○古橋委員

遅いね。

○上條歯科保健課長

遅いという批判は確かにあるものの、努力をしていきたいと思っております。

ただ、修業年限の問題について事務局としては、あくまでも検討会の委員の先生方の御意向なり御意見なりの集約をさせていただく形になりますので、御意見として強い意見があることはよく承知しておりますが、それは恐らく委員の先生方の意見が集約されるかという視点の問題になっていくのではないかと現時点で思っています。

○古橋委員

ならば、もう少し言わせてください。

今の流れの中で果たして何年たったでしょう。この後で議論するものはまとまりかけていますけれども、昭和57年に免許権者が変わって、国家試験について、30年たつてようやく来年度の通常国会に提案されるという状況ですよ。この間に高齢社会の中で歯科技工士の技術がますます重要になってきていて、こういうときに、それを担う歯科技工士の就業者、年齢階級別に統計をとっていますけれども、50歳以上が全体の50%ぐらいですよ。ますます若年齢層が少なくなっている。悠長なことを言っている間にもっともっと深刻になってきますよ。20%だったのが30%。つい2年前までは38~39%でしたかね。それが2年間でまた数ポイント上がって40%過ぎた。黙ってれば、これはますますそういう状況になってきます。

その辺のことは皆さん、よく承知していると思うので、私も無理は言いませんけれども、合意形成をした上で、先ほどの経過措置を置いてやるということにはぜひ明記していただくように重ねてお願いをしたいと思います。

○大塚座長

では、座長のほうで何か一言。

○末瀬委員

ワーキンググループをさせていただいたのですけれども、今回は歯科技工士教育内容と国家試験について検討させていただきました。教育の見直しについて、要は、後の国家試験の統一化ということをご前提にこういったことが生じて、やっていただいている。今、古橋会長がおっしゃったように、10年どころか、20年来変わっていないようなところも、今回改めて改善策というものを提出していただいていること、遅いですが、メスを入れていただいたということには感謝をしたいと思います。

先ほどおっしゃいました大綱化の内容については、13年のときにもかなり議論をしておりますし、それ以降も議論をしてきましたので、中身についてはほぼこのような形かなと思います。ただ、先ほどの文言の訂正については十分修正をしていきたいと思っております。

今、古橋会長は3年制のこともおっしゃっておられます。我々教育現場の中でも、今は2年制以上ですので、3年制にすることもやぶさかではありませんし、現実的には3年制が1校、4年制大学が2校あります。

ただ、現在は53校の中で、他の50校は全て2年制という現状の中で動いています。2,200時間の規定、規則がありますけれども、現場では2,500時間やっているというのが実情です。

そういったことを鑑みますと、やはり古橋会長がおっしゃる3年制というのは必然的なことになってまいります。

ただ、学校によりまして、現状、学生が集まっていない中で、それを実施できるのかどうかということもいろいろ意見があります。現実的に3年制を出た者あるいは4年制大学を出た者が臨地のほうあるいは技工所に勤めたときに、2年制の場合との環境の問題、特に給与の問題について、いざさかの進展もないというも聞いております。それだけの教育をして出しているわけですから、受入体制としても、そういったことも今後十分検討していただきたいと思っております。

我々にとっても、3年制というのは必然のことだろうということで、ここには出ておりませんが、大綱化の中で3年制の単位制ということについても十分議論をしているところでございます。

もう一点ですが、3ページの〈課題〉の2つ目「歯科技工士養成施設で行う実習のみでは、歯科技工を実施する施設で働くことになった際に現場の仕組みが理解できておらず」ということなのですが、特に最近入学してくる学生は歯科技工というものを全くわかっていない、見たことがないという人が随分多く来ております。

もっと言えば、歯科技工というのは、歯科医療の中でどの位置づけにあるのかということ、どうして模型が出てきているのか、そして模型上で作業してどうなっていくのかということも全くわかっていない学生がいます。極端な話、そういった学生が技工士学校に来て教育を受けて技工所に勤めてしまえば、歯科医療の現場を全く知らないわけです。

技工士というのを医療技術者とするならば、診療所の中でそういったことを見学したり、あるいは学生の間に歯科技工所を見学したり、そういったことは極めて重要ではないかということも思っております。

したがって、これは2年制の中でそれが入れられるかどうかということはまだまだ議論しないといけませんけれども、3年制になった暁には、臨床実習とまではいなくても、臨地見学等々のことはぜひこういう形で盛り込んでいきたい。そういった所まで現在検討はしております。

以上です。

○大塚座長

そんな流れの中で、何かございますか。どうぞ。

○松村委員

きょうの別紙1の単位のことについて、ちょっと参考になるうかと思ひまして発言をさせていただきます。

2011年からなのですが、小平にございます大学評価・学位授与機構が学士（口腔保健学）の中で、口腔保健衛生学に続いて口腔保健技工学専攻の学士を発行することに決定しました。2011年の制度開始ですので、2012年の履修者が初めて学士が取れるわけですが、私の勤務先の日本大学におきまして科目等履修生制度を制定しまして、2013年8月に初めて学士を取得した者が出ました。

その基盤として、専門学校卒業者が専門学校において習得した時間数が単位として認められるというのが、1年生、2年生に当たる単位になります。機構に対しましては、その単位を提出しないとダメです。

したがって、本校は2,200時間で教育しておりますので、それを講義と実習に分けて単位を換算して、既に学則に載せております。

それを簡単に御説明しますと、講義は50分掛ける約15週で、定期試験ありで1単位になります。一方、実習は、その3倍の時間を履修しないと1単位になりません。

講義と実習を割り振って2,200時間を単位に換算しますと、本校の場合は73という非常に多くの単位になります。

きょうの別紙1に書いてございます62単位というのは、4年制大学を卒業するに当たって、1年当たり31単位が最低必須の単位で、2年の課程ということで、その半分に当たるわけです。ですから、62と記載されている。

ですから、今、現実問題として、2,200時間の講義・実習を行うと70以上の単位になるということなのです。そのことを踏まえられて、大綱化に当たっては、科目の内容とともに、別紙1のような単位の割りつけを検討する必要があるかと考えます。

以上です。

○大塚座長

この単位では数が少ない、もっとやっているのではないかとことですね。

○松村委員

そうですね。大多数の専門学校では、2,200時間を割りつけると70近くの単位になってくる可能性があるかと思ひます。

○大塚座長

では、数値は見直すという。

今のままやるとそうなるということですから、それを単位にすると、やらなくなってしまうわけですね。ですから、これは見直しですか。これは最低単位になってしまうから、多分62ということはないと思ひますが。

どうぞ。

○上條歯科保健課長

そのあたりのところは、なぜ62としているかということ、各医療関係職種の数というものは、実は相当余裕を持たせて設定しております。

大綱化というのは、ある程度多様性を持たせるという視点から、実は93というのが3年制の単位数で、歯科衛生士等の医療関係職種も同様の単位数であるという意味合いから、当初13年に検討会をしましたときに62という単位数に設定されていますが、これは最低限になりますから、それで見ているということで、実情はおっしゃるとおりではないかと思ひます。

○松村委員

2年で62ですね。3年だったら93ですね。

○大塚座長

その辺は、やっていたら62ではおさまらなくなって、多分70ぐらいにはなってしまうのではないかと。

眞木先生、何かございますか。

○眞木委員

私もこの作業を十数年前、歯科衛生士の教育のときにやりました。

実際はこのままやると時間は確かにオーバーになります。でも、単位時間の考え方で、例えばここは50分ですが、45分から60分であれば1単位時間が認められます。実習も同じように幅がありますので、その辺のところ。ただ、もともと文科省の基準とかいろいろものをあわせて、3年制の専門学校教育のほうは93単位ということで決めさせていただきましたので、単位は妥当だと思うし、時間もそれに合わせておやりになればいいのかなと私は感じています。

○大塚座長

実際の単位は必要に応じて各学校でおやりになると思ひます。

どうぞ。

○山口委員

素朴な疑問をよるしいですか。

私も歯科技工士が国家資格になった後、30年も国家試験でなかったというのは非常に驚いたのですけれども、ほとんどの国民が知らな

いと思っています。改革も十何年前からという話を伺いました。

今、お聞きして3つほど素朴に疑問を覚えたのですけれども、そもそも人数がふえないというのは何に原因があるのかということ。そして、歯科技工士が何をやる仕事かわからず入ってくる学生がいっしょというお話がございましたが、極めて専門的な内容を選択して入ってくるのに、どうしてそういうことが起きているのだろうということ。

先ほど3年、2年の話がありましたが、ここに「技術革新や修復材料の多様化にも対応できるよう」とあるのですが、今、必要とされている技術を2年で習得することは実質可能なのでしょうか。その3つを教えてくださいたいと思います。

○大塚座長

どうぞ。

○末瀬委員

最初の質問は先生に答えてもらったほうが。

○古橋委員

それでは、教育のことは末瀬先生にということ。

現場の状況ですね。昨年11月に私はここで歯科技工の精密性、巧緻性のお話をいたしました。歯科技工はサイエンスです。テクノロジーであり、アートでもあると思うのです。オンリーワンを精魂込めてつくり上げるという仕事です。

これはパッケージだと思っております。先ほど末瀬先生のほうから少しお話がありましたけれども、出口のところでは評価をしないということも1つ問題があると思います。

今、役所をお願いしていることは人事院の俸給表。これも昭和40年代のままですよ。学歴免許欄に高卒と短2しかないのです。知らないでしょう。短3もあり、大卒もあるのです。そこをきちっと評価しなければだめですよ。そのスピード感が全くないと思います。

ですから、出口が明確でない。非常に高度な金属材料や高分子材料やセラミックという材料の特性を活かしながら、まさに一つ一つつくっていくのです。私はすばらしい仕事だと思っております。

制度が十分でないで続かないということと、山口先生がおっしゃるように、入るときに少し易し過ぎるなと思います。定員割れしているというお話がありましたね。そういう状況をつくってはだめですよ。若者が人々の健康のためにこういう仕事を希望を持ってやってくる。学校に入るときもそうですね。そういうところから見直さなければいけない。だから、パッケージなのです。

私が問題点として挙げていることを早くやらないと、先ほどの繰り返しになりますが、高齢社会の中でますます需要が増えてくる。一方では、その担い手が減ってくるわけですから、私たち団塊世代が高齢者になったときに誰がやってくれますかという話になりますので、これはぜひそういう仕組みだということを理解してもらおう。

教育のことは末瀬先生から。

○末瀬委員

2つ目の質問は、なぜ学校へ入ってこられるのかということですね。

逆に言えば、入ってこられないのが多いのですけれども、昔は歯科医院あるいは技工所でバイトをして、要は、国家資格を取りたいという人がほとんどで、たくさん来られました。ところが、今はそういう人は全くおられないわけです。

高校などに行きますと、ほとんどの人は技工士の仕事を知らない。一般の人、国民の人は御存じでない。表に出ませんから。ましてや、歯科医院で入れ歯ができてきても、これは技工士がつくっているという説明は全くないわけです。先生は自分でつくったような顔をして入れていますから。悪ければ、技工士が悪いというふうに言われるのですけれども、それはさておき。

そういう状況の中で、患者さんはこれを誰がつくったのかということとはほとんどわからない。技工士というのは表に出てこない仕事なので、高校の先生も、技工士の仕事は何かということをおぼろげに御存じない人と、よく知っておられる人は、これは余りよくないことかわからないけれども、低賃金、長時間労働と環境が悪いので、技工士はよくないよということをおっしゃる。二分されるのです。

では、なぜ技工士学校に技工を見たことがない人が来ているのかということ、進路を選択するときに、どこの高校へ行ってもそうですけれども、大体8割は大学です。あとの2割を専門学校で取り合いをするわけです。特に医療系が多いのですが、その中で、技工士というのは、まず親に勧められる。親がしておられる方、あるいは技工関係、医療関係の人から、技工士という仕事があるので行ったらどうという説明を受けてきたという人がいる。あるいはインターネットを見てくる。あるいは物づくりが好きだから。そういうちょっと特殊な人が来ているのが現状です。これが1点です。

もう一点は、技術革新等々があっても教育ができるのかということですが、これはあくまでも専門学校ですから、例えば新しい技術だけをやるうと思えば、可能なことは可能です。ただ、それだけを教えるわけではなく、その前後があるわけですから、そういうことを考えてくと、先ほど古橋先生がおっしゃった3年制ということも視野に入れたいといけません。

ただ、4年制の大学というのはまた違った方向です。大学と専門学校は確実に違いますから。大学をつくって、歯科技工学といったことを追求していく、研究をしていくとか、そういったことに特化していく大学も必要だと思いますので、これからそういった方面はどんどん伸ばしていくべきだと思いますけれども、だからといって全て大学にしてしまう必要はないと思うので、専門教育というのは残すべきだと思います。

○山口委員

ありがとうございます。

○大塚座長

余り見えないのが事実なのです。

○山口委員

今、お聞きして、その辺の根源的な問題があるということが初めてわかりましたので、先ほどから歯科は特にチーム医療が必要だということで、実際に技工士さんは私たち患者の前にはあらわれませんが、私もとても大切なお仕事をされていると思っています。ふえないと困るということからすると、根源的な問題を打開していくという方向性が必要ではないかと思いました。

○大塚座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○富野委員

先ほど説明がありましたけれども、技工士さんは高齢化しています。低賃金、長時間労働、最悪な環境で、私はこの資料を見たときに、まだこんなことをやっているのかと率直に思いました。何十年こんなことをやっているのだろうと思いました。本当にスピード感を持ってもう少しやっていただきたいということです。歯科技工職が崩れたときに歯科医療が崩壊する、絶対にそういう時代になるだろうと思っています。

そういう意味で、この中身を読ませていただきましたし、改善していただきたいのですが、1点だけ、こんなことがあっていいのかなと。入学試験のときに健康診断の診断書を出す必要はないと書いています。健康にかかわる人間が健康診断書を出さないで入学すること、健康診断は17歳で切れますけれども、それ以降40歳までいわゆる成人健診がないわけですよ。どこかの事業所に勤めれば別ですけども。歯科が先頭を切ったことが入学試験で堂々と通るのか。入学試験のとき、いいですね。健康診断書が要らない。

○大塚座長

今は全部やめています。

○富野委員

そうですか。

○大塚座長

ないのです。入ってからです。大学の中や、所属したところで診断します。健康問題で門前払いをしないようにということです。

○眞木委員

差別をしてはいけませんということなのです。

○大塚座長

ですから、そういうので条件から全部削除されてきています。

○富野委員

- それは差別なのですか。
- 大塚座長
いろんな意味もありますが、だから、内部ではやっていますから御安心ください。
 - 富野委員
はい。
 - 大塚座長
入り口については、このような形で、シフトする第1弾、単位制にする。進める方向はこのような形にしていきたいということによるしでしょうか。
よろしければ、次は国家試験の在り方ということで、お願いします。
 - 小畑歯科医療専門官
「歯科技工士国家試験について」でございます。
4項目ございまして、「実施体制について」「学説試験について」「実地試験について」「合格基準について」となっております。
〈現状〉
 - 昭和57年の歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許（現在は厚生労働大臣免許）になったが、実地試験の実施の面から試験は当分の間、歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が行うこととされた。
 - 試験科目、試験時間、合格基準、試験の出題基準等の試験内容は「歯科技工士国家試験実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）で厚生労働省が定めており、試験形式等の詳細な事項に関しては、各都道府県知事が試験委員会を開催して試験問題を作成している。「実施体制について」です。
〈課題〉
 - 試験日と合格発表の日については、現在は各都道府県でその日時を決定しておりますが、試験を統一化した後もできるだけ速やかに歯科技工士免許の登録を行い、新年度から歯科技工の業務を行うことができるようにすべきとの指摘がある。
 - 学説試験と実地試験を同日に行うこととすると受験者の負担が増大するため、学説試験と実地試験は別の日に設定することが望ましいとの指摘がある。
 - 試験会場は試験運営等の効率性等を図る観点から、会場を集約する必要がある、さらに実地試験については歯科技工を行うことができる実習室等の会場を確保する必要がある。
 - 試験会場については、想定される受験者数や試験実施体制を考慮する必要がある。〈見直しの方向性〉
 - 試験に合格した者が、新年度当初から歯科技工の業務を行うことができるように年度内に合格発表を実施できるようにする。
 - 試験会場については、想定される受験者数や他の医療関係職種の状態試験実施体制等を踏まえて決定する必要がある。「学説試験について」です。
〈現状〉
 - 各都道府県が実施している現行の歯科技工士国家試験の試験問題数は、記述式や語句記入式を含めて60題から100題（平均80題程度）である。〈課題〉
 - 1) 試験科目
 - 試験科目については、歯科技工士法施行規則で歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規と定めているが、今後見直しが予定されている教育内容の大綱化と単位制を踏まえて検討する必要がある。
 - 2) 出題基準
 - 現行の平成24年版歯科技工士国家試験出題基準についても、今後見直しが予定されている教育内容の大綱化と単位制を踏まえて改善を検討すべきである。
 - 3) 出題形式。
 - 歯科医師国家試験等は5肢以上の択一形式の問題についても採用しているが、5肢以上の選択肢を作成することにより、試験問題作成に係る体制を強化する必要が生じ、試験委員の確保が困難になるとの指摘がある。
 - 4) 試験問題数
 - 実地試験を実施する場合は、実地試験の出題内容を考慮して試験問題数を決定すべきであるとの指摘もある。
 - 5) 試験時間
 - 受験生が問題を解くために、十分に判断できる時間を確保する必要があるとの指摘がある。〈見直しの方向性〉
 - 試験科目については、教育内容の大綱化と単位制を踏まえた別紙1を参考として見直す必要がある。
 - 現行の平成24年版歯科技工士国家試験出題基準についても、教育内容の大綱化と単位制を踏まえた別紙3を参考として見直す必要がある。
 - 受験者の知識、技能をより適切に評価していく観点から、出題形式は客観式の4肢択一形式を原則として出題し、禁忌肢については設定しない方向で検討する。
 - 試験問題数については、1. CAD/CAM、インプラント等の技術革新や修復材料の多様化等を評価するため、出題範囲を広げる必要があること、2. 出題形式を原則として4肢択一形式とすること等から、実地試験を実施するのであれば、120題程度とするのが妥当である。
 - 試験時間は1題2分換算を基準として、試験時間を決定することが望ましい。次に、「実地試験について」でございます。
〈現状〉
 - 各都道府県が実施している実地試験の試験問題は「歯科技工士国家試験実施要綱」や「歯科技工士国家試験における実地試験実施マニュアル」に基づき、共通問題3.5時間と任意問題2時間を実施している。問題数は平均4問である。〈課題〉
 - 現在、他の医療関係職種では、国家試験の中で実地試験を行っている職種はなく、実地試験は学説試験の臨床問題等で担保している。
 - 1. 歯科技工士は歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者であること、2. また、歯科技工士学校養成所指定規則で定めた学科課程では歯科技工実習が全体の約1/4以上を占めており、他の医療職種より教育上で実技に費やす時間の割合が大きいこと、3. 歯科技工士の修業年限は2年以上であるが、他の医療職種の修業年限が3年以上となっていること等から、実地試験により技能評価をするべきとの指摘がある。
 - 実地試験の内容については、歯科技工士は歯科技工指示書に基づいて歯科補てつ物を製作するため、その指示によって対応できる技能を身に付ける必要があることから、これらを考慮したものとすべきである。
 - 現行は学説試験だけではなく、実地試験を実施してきたところであるが、実地試験の内容は、例えば、歯形彫刻やろう型形成、線屈曲等の客観的な評価が実施可能なものに限定することが必要であるとの指摘がある。〈見直しの方向性〉
 - 歯科技工士として具備すべき条件について、学説試験のみで評価することは困難であり、歯科技工士国家試験においては、実地試験を実施して、技能を評価していくことが必要であると考えられる。
 - 実地試験の内容については、現行の都道府県が実施している試験を踏まえた上で、歯科技工士として必要な知識及び技能について客観的な評価が可能である試験内容を検討していく。ただし、受験者の試験内容の公平性が最大限に保てるよう考慮すべきである。「(4) 合格基準について（実地試験を含む）」です。

〈課題〉

- 現行は、科目別得点のいずれかが、その科目の総点数の30%未満のものがあるものは不合格となるが、科目により問題数にばらつきがあり、問題数が少ない場合は一問の比重が高くなるとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 現行の歯科技工士国家試験の合格基準を踏まえて、統一化した歯科技工士国家試験の合格基準については、「総点数の60%以上のものを合格とする。ただし、科目別得点のいずれかが、その科目の総点数30%未満のものがあるものは不合格とする。」として、歯科技工士国家試験の合否を決定することが望ましいと考えられる。
- ただし、科目の総点数の30%未満のものを不合格とする場合は、問題数が少ない科目で比重が著しく大きくならないよう、配慮すべきである。

4. おわりに

- 本ワーキンググループでは歯科技工士の養成について、教育の見直しや歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容をとりまとめた。
- 今後も時代の変容により歯科技工士を取り巻く環境が変化する可能性は十分に考えられるため、歯科技工士の養成及び国家試験については必要に応じて見直しを行っていく必要がある。
- なお、修業年限の延長等の課題については、今後歯科技工士技術に関する動向等を踏まえ、検討していくことが望まれる。
- 本報告書に基づき、歯科技工士養成及び歯科技工士国家試験の統一化がより適切に行われることを期待する。

以上となっております。

○大塚座長

ということで、技工士国家試験の中身の話が書き込まれて、実地試験は残すという方向でということでございます。これについて、先生方から御意見があればと思います。よろしく申し上げます。

○古橋委員

これは確認ですが、「おわりに」の3ボツ目のなお書きのところを先ほどの「教育体制の見直し」の「見直しの方向性」のところへきちっと明記してくださいよ。このままではだめですよ。この表現だと、いつまでたってもできませんよ。先ほどから足りない、足りない、他の職種がどうだということは言いませんけれども、少ないのですから。資質の高い歯科技工士を養成するために検討していくと言って10年も20年も30年も検討して何も実施しないということでは困るので、ぜひこれを繰り返していただきたい。よろしく申し上げます。

○大塚座長

わかりました。そのような方向性がぜひとも欲しいということですね。

○古橋委員

はい。

○大塚座長

先生方からほかにございますか。

では、具体的な方向性、試験のあり方はこんな形で進めさせていただくということでもよろしいですか。

座長から何かございますか。

○末瀬委員

ありがとうございます。

この点については、ワーキンググループでも1項目について1回のワーキンググループの時間を割いて検討させていただきましたし、また、厚労省のほうからも御意見を賜っております。先生方に十分御審議いただきまして、早急に実施していただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○大塚座長

眞木先生、どうぞ。

○眞木委員

1点だけちょっと気になるところがあるのです。試験問題数はまだ決まっていないというふうに認識していますが、9ページの〈見直しの方向性〉の合格基準というところに「科目の総点数の30%未満のものがあるものは不合格とする」と従来の記述をそのままやっていますが、100問とか120問で、これは科目ごとというのはどういうことか。1問当たりがかなり低いので、相当難しいかなと。

○大塚座長

だから、群で考えるとか何かしなければ無理な場合があるのですね。

○眞木委員

そういうことですね。それが1点。

実地試験も、何問出すかわからないけれども、1問でも30点未満のものがあれば不合格。これもちょっと不合理、かわいそうかなと思った次第です。

○大塚座長

そうですか。でも、技工ができないというのは困ってしまうのではないですか。

○上條歯科保健課長

現行は、実技試験のところは、科目は1つになっています。

それと、中には小児歯科技工や矯正歯科技工など非常に少ない単位の科目がありますから、それについて課すのはちょっと無理があるので、次のところに、科目の比重を考慮して試験を実施するというのを考えております。

○大塚座長

余り分野別だと数問になって、そういうことも出てくるので、群というか、グループ化を考えないと、ちょっと無理な場合があるのかなと思います。

○眞木委員

そう思ってもいいかなというふうに私は思った次第です。

○大塚座長

わかりました。ありがとうございます。

大筋そんなところでよろしいですか。試験を統一化していくという方向で進めます。

○古橋委員

ようやくそこまで来ました。ありがとうございます。

○大塚座長

では、そのような方向で進めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

時間も迫っております、きょうは歯科医師のほうの今後のあり方、あるいは技工士のほうの今後のあり方、それぞれたたき台ということでございました。本当に貴重な意見をありがとうございます。

そのようなことについてワーキンググループでさらに検討を加えていただきまして、まとめていただくという形で、この会議が3月ぐらになるのですか。

○小椋課長補佐

はい。

○大塚座長

この間、先生方のワーキンググループでなお詰めていただいて、事務局とよく詰めていただきたいと思います。

この会議の日程については、後日連絡があるだろうと思いますけれども、きょうは本当に貴重な意見をありがとうございました。

事務局から何かございますか。

○小椋課長補佐

本日は、非常にたくさんの御意見をありがとうございました。いただきました御意見につきましては、事務局のほうで整理いたしまし

て、また、各ワーキンググループのほうで御検討いただきたいと考えております。

また、座長からございましたが、今年度末、平成26年の3月末に第3回のこの検討会を開催させていただきたいと思っておりますので、日程等につきましては、また改めて御連絡させていただきます。

以上でございます。

○大塚座長

それでは、本日の検討会、本当に貴重な、また盛んな御意見をいただき、大変ありがとうございました。

以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(了)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-5253-1111（代表）
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

「歯科技工士問題を考える議員の会」の面々

於 衆議院第2議員会館 会議室 12月4日（水）正午

敬称略



秋元司

塩崎恭久

とかしきなおみ

井林辰憲

25年12月4日(水)、正午から衆議院第2議員会館の地下1階、第1会議室において歯科技工士に関する制度推進議員連盟の第4回例会が開催され、本連盟及び日技本会より古橋会長はじめ役員13名、青森県技長内隆会長、和歌山県技榎倫生会長、鳥根県技田中忠重会長が出席した。また、厚生労働省医政局歯科保健課、人事院からも出席があった。例会は松本洋平議員（東京19区）の司会で進行し、大規模災害により被害を受けた歯科技工所を公的支援の対象とすることについて、医療職俸給表（二）初任給基準表を実態に即して改正することについて、国で歯科技工士国家試験の統一化を実施することについての三点について厚生労働省から現状説明があった。さらに古橋会長からは、歯科技工所の識別番号付与についてもあらたに要望が行われた。議員連盟としては、上川会長を中心に、課題の4点の解決に向け法整備も含めどのように進めていくか検討を加えることとした。また、歯科技工士の現場の声を吸い上げるため、歯科技工所の現地視察を行うことも決められた。



宮澤博行

高取修一



松本洋平 (幹事)



橋本岳 (橋本元総理子息)

石川昭政



竹下亘

木原稔

岩屋毅



上川陽子 (議長)



大塚高司

木内均

平口洋

鈴木俊一



中山泰秀

厚労省・人事院



歯科技工士法改正に関する資料 (歯科技工士国家試験の全国統一化)

資料4

1. 歯科技工士国家試験の全国統一化をするための改正

【現状と課題】

- 昭和57年の歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許(現在は厚生労働大臣免許)になったが、実技試験の実施の面から試験は当分の間、歯科技工士の養成施設の所在地の都道府県知事が行うこととされた。
- 試験科目、試験時間、合格基準、試験の出題基準等の試験内容は「歯科技工士国家試験実施要綱」で厚生労働省が定めており、試験形式等の詳細な事項に関しては、各都道府県知事が試験委員会を開催して試験問題を作成しているため、均てんな試験の実施が望まれる。
- 近年、インプラントやCAD/CAM等の精密な技術が必要とされる歯科技工物の需要が増加しているが、地域によってはこのような高度な技術に係る試験問題を作成できる試験委員を確保し、出題することが困難な状況になっている。
- このような状況の変化を踏まえ、歯科技工士国家試験問題を国が作成することとしてはどうか。

改正の
方向性

歯科技工士国家試験を現在の歯科技工士の養成施設の所在地の都道府県知事が各々行うのではなく、国が実施するよう歯科技工士法を改める。

1

歯科技工士法の改正について

2. 試験実施体制等!

!

【現状と課題】!

!

- ! 歯科技工士国家試験の全国統一化に際しては、現行は各都道府県が行っている試験問題の作成、採点その他の試験の実施に関する事務を、国が行う必要があるが、行政組織の拡大を図ることは、一般的な行政改革の観点からは適当ではないと考えられる。!
- ! こうしたことから、試験の実施に関する事務を、厚生労働省令により指定する者(指定試験機関)に行わせてはどうか。なお、歯科衛生士等の国家試験は、指定試験機関で実施されている。!
- ! また、歯科技工士の登録の実施等に関する事務についても同様の観点から、厚生労働省令により指定するもの(指定登録機関)に行わせてはどうか。!

改正の
方向性

厚生労働大臣が実施することとなっている歯科技工士国家試験を指定試験機関においても実施できるよう、歯科技工士法を改める。
歯科技工士の登録の実施等に関する事務を指定登録機関においても実施できるよう、歯科技工士法を改める。

2

参照条文①

◆歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)抄!

!

(政令への委任)!

第十条!! この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科技工士名簿の登録、訂正及び消除、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する事項は、政令で定める。!

!

(試験の目的)!

第十一条!! 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。!

!

(試験の実施)!

第十二条!! 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも一回行う。!

2!! 前項の規定により厚生労働大臣が行う試験に関する事務の全部又は一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。!

3!! 厚生労働大臣は、歯科医師試験委員に、前項の規定によつて都道府県知事が行うこととされた事項を除くほか、試験問題の作製、採点その他試験の施行に関して必要な事務をつかさどらせるものとする。!

!

(試験事務担当者の不正行為の禁止)!

第十三条!! 歯科医師試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。!

3

参照条文②

(受験資格)!

第十四条!! 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。!

一!! 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者!

二!! 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者!

三!! 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者!

四!! 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの!

!

(不正行為の禁止)!

第十五条!! 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。!

!

(政令及び厚生労働省令への委任)!

第十六条!! この章に規定するもののほか、第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の指定に関し必要な事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。!

!

(事務の区分)!

第二十七条の二!! 第十二条第二項の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法!(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。!

4

参照条文③

第二十九条!! 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。!

!

第三十三条!! 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十条第三号又は前条第三号若しくは第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。!

◆歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和五七年一月八日法律第一号)抄!

!

附則!!!

!

(試験に関する暫定措置)!

第二条!! 歯科技工法の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)による改正後の歯科技工士法第十二条第一項に規定する試験は、当分の間、同法第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回これを行うものとする。!

2!! 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。!

歯科技工士国家試験について(概要)

1. 歯科技工士国家試験の実施状況(平成24年の実施状況)

!○! 実施内容

!!! 学説試験及び実地試験

!○! 実施都道府県

!!! 35都道府県

!○! 実施時期

!!! 2月から3月の都道府県知事の指定した日

!○! 受験者数・合格者数(35都道府県の合計)

!!! 受験者数:1,319人

!!! 合格者数:1,302人

付録のCDについて

まことに申し訳ございませんが、データ的方式が

MP3

と言う形式なので、パーソナルコンピュータまたは比較的最近のCDプレーヤーでなければ、聞くことが出来ません。タイムカウントされても音声が出ない事があります。

別冊の資料について 古橋会長が説明しておりますので聞ける方は、別冊をごらんになりながら聴講して下さい幸いです。94分ほど収録されています。消費税絡みの情報などです。



編集後記

とうとう寝台特急「あけぼの」が、青森からと上野からの3月14日出発の便で最終運行と成りました。列車の利用率の低迷と、車両の老朽化など、重なる悩みで、合理化された模様です。でも連休など臨時列車として運行されるそうです。皆さんもたくさん思い出がある方もいらっしゃると思います。

いつも本誌発行まで時間がかかって申し訳ございません。

青森県保険医協会のお声掛けにより、昨年の技工学会で当県にお招きした宮崎隆教授を講師として裏面の要領で開催されます。ぜひご参加下さい。 ご好意により 無料です。 T.O

青森県保険医協会・青森県歯科技工士会 共催

シンポジウム 「CAD/CAMの臨床応用と展望」

～メタルフリーへの道 現状と未来～

歯科医療に於いて、医学（金属アレルギー・歯肉親和性等）医療（審美性・インプラント補綴等）医療経済（金属の高騰等）など様々な側面からメタルフリーへの移行が不可避となってきました

今年度の診療報酬において、CAD/CAMを用いたハイブリッドレジン冠が小臼歯部に保険適応となることとなりましたが、材質的な問題、高価な機器、コスト、技工士との連携など様々な検討課題があり、メタルフリー臨床への試行錯誤の一步を踏み出した段階と考えます。

今後、世界中の各メーカー・研究者・臨床家により、CAD/CAMを含め、メタルフリーの様々な材料・機器・システムの提案・開発・販売の促進が予想されますが、本当に臨床にとって有益なものは何かをしっかりと見据えながら臨床適応をしていくことが求められています。

本会では、これまで以上に求められる歯科技工士との連携を見据え、県歯科技工士会と共催で、標記シンポジウムを開催することと致しました。

講師には、日本のCAD/CAM・メタルフリー研究及び実用化の第一線でご活躍されている昭和大学歯学部長の宮崎隆先生をお招きし、CAD/CAMの臨床応用の現状と未来を展望します。

参加ご希望の方は下記にご記入の上、本会までご返信下さいますようお願い申し上げます。

記

日時：6月21日（土）17：00～20：00（開場16：00）

場所：県観光物産館アスパム 4F「奥入瀬」

内容：○第1部 基調講演（17：00～19：00）

演題：「CAD/CAMの臨床応用と展望
～メタルフリーへの道 現在と未来～」

講師：宮崎 隆 氏

（昭和大学 歯学部長、日本歯科CAD/CAM学会 事務局長）

○第2部 シンポジウム（19：00～20：00）

テーマ：「メタルフリー補綴の臨床と技工連携」

シンポジスト：宮崎 隆 氏（昭和大学 歯学部長、日本歯科CAD/CAM学会 事務局長）

藤川 英俊 氏（青森県歯科技工士会、FLEXデンタルラボ）

藤原 稔久 氏（デジタルプロセス株式会社 デンタル事業室 室長）

座長：成田 博之 氏（青森県保険医協会副会長・歯科部長、成田歯科クリニック）

参加費：無料

その他：企業展示 CAD/CAM機器メーカー展示（16：00～20：30）

展示予定：（株）ジーシー、デジタルプロセス（株）、（株）シマヤ、など

備考：会場駐車場が混雑する可能性もございますので、公共交通機関等のご利用もご検討下さい

----- 参加申込み（青森県保険医協会FAX017-774-1326） -----

◆6/21『CAD/CAMの臨床応用と展望』講演会に参加します。

医療機関名 _____ 会員名 _____ 他 _____ 名